

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-①)

政策名 ^(※1)	政策1: 国家公務員の人事管理の推進	分野	行政改革・行政運営			
政策の概要	能力実績主義に基づく人事管理の徹底、多様な人材の確保と活用、国家公務員給与等の改定、退職手当制度の適正な運用、職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理の推進及び職員の高齢化への対応等の取組を通じて的確な人事管理を推進する。また、公務員が持てる能力を十分発揮できる環境を整備するため、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、職員の能力開発・啓発の推進等の取組を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	的確な人事管理を推進し、公務員が持てる能力を十分発揮できる環境を整備するとともに、国家公務員制度改革を推進することにより、国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	162,604	138,336	115,249	105,645
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	89,525	0	0	
		合計(a+b+c)	252,129	138,336	115,249	
執行額(千円)	155,041	72,579				

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	公務員制度改革大綱(閣議決定)	平成13年12月25日	※独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表に係る部分について関係
	採用昇任等基本方針(閣議決定)	平成21年3月3日	※一般的に関係
	退職管理基本方針(閣議決定)	平成22年6月22日	※一般的に関係
	国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(閣議決定)	平成24年8月7日	※一般的に関係
	公務員の給与改定に関する取扱いについて(閣議決定)	平成25年1月24日	「平成25年度(直近の昇給日である平成26年1月1日)から人事院勧告どおり改定を行うものとする。」
	国家公務員の雇用と年金の接続について(閣議決定)	平成25年3月26日	※一般的に関係

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
能力及び実績に基づく人事管理を徹底すること	1 職員(本府省庁の課室長級)のうち、評価者講座を受講した割合	12.4% 【23年度】	25.4% 【24年度】 【参考】評価者講座本府省庁課室長級受講者数: 494人(24年度)	約25% 【24年度】
	2 採用昇任等基本方針に基づく任用の状況のフォローアップ	平成23年12月21日に、平成22年度の任用の状況に係るフォローアップの結果を公表 【23年度】	平成25年1月29日に、平成23年度の任用の状況に係るフォローアップの結果を公表 【24年度】	フォローアップの着実な実施 【24年度】
多様な人材を確保し活用すること	3 発達障害者の雇用促進方策を検討するための「チャレンジ雇用」の推進状況	(平成23年度新規施策) 【一】	平成24年9月に、総務省人事・恩給局において、発達障害者の職場体験実習を実施 【24年度】	総務省における発達障害者の職場体験実習の着実な実施 【24年度】
	4 各種人事交流の推進と実施状況のフォローアップ	下記のとおりフォローアップの結果を公表 (府省間人事交流の実施状況)平成23年8月12日公表 (国と地方公共団体との間の人事交流状況)平成23年12月21日公表 (民間から国への職員の受入状況)平成24年1月25日公表 【23年度】	下記のとおりフォローアップの結果を公表 (府省間人事交流の実施状況)平成24年8月10日公表 (国と地方公共団体との間の人事交流状況)平成25年1月29日公表 (民間から国への職員の受入状況)平成25年2月5日公表 【24年度】	フォローアップの着実な実施 【24年度】
国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用を行うこと	5 一般職給与法及び特別職給与法に係る検討の着実な実施	平成23年9月30日 人事院勧告 平成23年10月4日 第1回給与関係閣僚会議開催 平成23年10月25日 第2回給与関係閣僚会議開催 平成23年10月28日 第3回給与関係閣僚会議開催、公務員の給与改定に関する取扱いについて(閣議決定) 【23年度】	平成24年8月8日 人事院勧告 平成24年8月10日 第1回給与関係閣僚会議開催 平成24年11月16日 第2回給与関係閣僚会議開催 平成25年1月24日 第3回給与関係閣僚会議開催、公務員の給与改定に関する取扱いについて(閣議決定) 平成25年3月12日 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 国会提出 平成25年6月17日 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立 【24年度】	本年の人事院勧告を受け、給与関係閣僚会議を開催し、公務員の給与に関する取扱い方針の閣議決定に向けて検討を行い、政府方針に基づき適切に対応 【24年度】

	6	国家公務員の退職手当の支給状況や民間企業の退職金の状況等を参考とした退職手当制度の見直しに係る検討の着実な実施及び改正の状況	「退職手当の支給状況(平成22年度退職者)」、「平成23年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」を実施し、退職手当制度の見直しに係る検討に着手 【23年度】	「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」を平成24年11月2日に国会に提出(11月16日成立、11月26日公布。施行については、①退職手当の段階的引下げを平成25年1月から開始、②早期退職募集制度を平成25年6月及び11月から二段階で施行。)【24年度】	平成24年度中に国家公務員退職手当法改正法案を国会に提出 【24年度】
職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理を推進するとともに、中高年期の職員の活用を図ること	7	国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表の着実な実施	・平成23年6月17日(同年1月1日～3月31日分)、同年8月26日(同年4月1日～6月30日分)、同年12月22日(同年7月1日～9月30日分)、平成24年3月27日(平成23年10月1日～12月31日分)にそれぞれ閣議報告し、公表 ・平成23年8月26日に平成22年度分を公表 【23年度】	・平成24年6月22日(同年1月1日～3月31日分)、同年9月7日(同年4月1日～6月30日分)、同年12月7日(同年7月1日～9月30日分)、平成25年3月26日(平成24年10月1日～12月31日分)にそれぞれ閣議報告し、公表 ・平成24年9月7日に平成23年度分を公表 【24年度】	閣議報告及び公表の着実な実施 【24年度】
	8	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の着実な実施	平成23年12月22日に平成23年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表 【23年度】	平成24年12月7日に平成24年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況(平成24年10月1日現在)を公表 【24年度】	公表の着実な実施 【24年度】
	9	再任用職員数	5,078人 【23年度】	5,946人 【24年度】	前年度実績を上回る数 【24年度】
	10	人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者及びキャリアカウンセリング受講者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合)	参加者の80% 【23年度】	参加者の80% 【24年度】 【参考】人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者講習会の参加者:944人(24年度)	参加者の85%超 【24年度】
職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進すること	11	育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者に対するアンケート調査結果(参考になったと回答した者の割合)	84.4% 【23年度】	91.4% 【24年度】 【参考】育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者数:221人(24年度)	前年度水準超 【24年度】
職員の能力開発・啓発を推進すること	12	各種啓発事業の参加者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合)	各省幹部懇話会:97.2% 【23年度】	97.2% 【24年度】 【参考】参加者数:86人(24年度)	各事業とも前年度水準を維持 【24年度】
			官民幹部合同セミナー:100% 【23年度】	100% 【24年度】 【参考】参加者数:31人(24年度)	
			官民交流セミナー:100% 【23年度】	100% 【24年度】 【参考】参加者数:41人(24年度)	
			内閣重要政策研修:98.9% 【23年度】	100% 【24年度】 【参考】参加者数:113人(24年度)	
			管理職員プロフェッショナルセミナー:100% 【23年度】	95% 【24年度】 【参考】参加者数:21人(24年度)	
			新任管理者合同セミナー:96.8% 【23年度】	97.5% 【24年度】 【参考】参加者数:291人(24年度)	
			新任管理者基本セミナー:93.3% 【23年度】	95.0% 【24年度】 【参考】参加者数:764人(24年度)	
			人事及び労務管理者啓発課程:100% 【23年度】	93.4% 【24年度】 【参考】参加者数:15人(24年度)	
職員の心の健康づくりを推進すること(自殺防止対策を含む)	13	各府省等の管理監督職員やカウンセラーを対象とする心の健康づくりのための講習会等の着実な実施	各種講習会等の受講者数(約4,400名) 各種講習会等の受講者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合:96.9%) 【23年度】	各種講習会等の受講者数(約3,900名) 各種講習会等の受講者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合:97.1%) 【24年度】	前年度水準を維持 【24年度】
	14	各府省等における職員の心の健康づくり(自殺防止対策を含む)施策実施状況の把握	各府省等における施策の実施状況を把握 【23年度】	各府省等における施策の実施状況の把握を行い、講習会等については、講義内容の充実(事例研究、早期発見、早期対応等)、eラーニングについては、スキルアップコースの実施等について検討し、次年度に実施することとした。 【24年度】	実施状況の把握及び把握結果を踏まえた総務省実施策の見直し 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・能力及び実績に基づく人事管理については、当局において実施している評価者講座の参加等における実績値は目標値に達するとともに、年ごとの受講経験者も増加しており、また、任用の状況に係るフォローアップを実施したことにより、目標の達成に一定の寄与ができていていると考えられる。</p> <p>なお、評価者講座の測定指標について、昨年度までは本府省庁の課室長級を母数とした受講者割合を指標としていたが、受講対象職員の構成は昇任等により毎年変更すること及び受講者の在職年数等属性状況を把握するとともに、来年度以降新任の管理職の受講に力点を置くなど、取組の重点化に向けて活用を考えていることから、平成25年度より指標を受講者数とした。</p> <p>・多様な人材の確保・活用については、総務省人事・恩給局において、発達障害者の職場体験実習を実施し、その成果を公務部門における障害者雇用に係る実務担当者連絡会等を活用して本省、地方機関の人事担当者等に周知するとともに、人事交流のフォローアップを実施したこと等により、目標は達成したと考えられる。</p> <p>・国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用については、一般職給与法改正法案及び国家公務員退職手当法改正法案を国会へ提出したことなどの取組により、目標を達成した。（一般職給与法は平成25年6月17日に成立）</p> <p>・適正な退職管理・職員の高齢化への対応については、国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表並びに閣議決定に基づく独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表を着実に実施したことにより、目標を達成した。また、中高年齢期の職員の活用に関し、退職管理基本方針等に基づき、関係機関と連携しつつ、年金支給開始年齢の引上げや雇用と年金の接続を見据えた再任用の活用の推進を図ったことにより、再任用職員数は目標値を上回った。さらに、退職準備プログラム等担当者等講習会について、参加者（各府省の担当者及び職員）からの有効であるとの評価は目標値には届いていないが、この要因としては、アンケートにおける当該項目への無回答の割合が増加（H23:17%、H24:21%）したため、結果的にアンケート総数に占める有効評価の割合が低下したためであると思われる。（アンケート総数から無回答を除いた数に占める有効評価の割合は97%である。）今後においては、受講者に対しアンケートへの記入について、これまで以上に協力を呼びかけ、無回答の項目数を減少することで適切なアンケート結果を確立することとし、また、受講者のニーズを踏まえた講習の実施に努めることにより、適正に目標を達成するよう取り組むこととしたい。講義項目別に見ると、それぞれ昨年度と同程度の評価を得ていることから、職員の意識改革の推進について一定の成果が得られ、目標はおおむね達成したと考えられる。</p> <p>・生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について、育児休業等取得促進のための啓発講演会において、適切な講師選択を行った結果、参加者により充実した内容を伝えることができたため、目標を達成することができた。</p> <p>なお、ワーク・ライフ・バランスについては、今後も以下の指標も参考にしつつ、設定した測定指標により着実に評価を行い、推進していくこととする。</p> <p>（参考指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性育児休業取得率 0.9%（21年度） → 2.0%（23年度）（民間：2.6%（23年度）） ・年次休暇取得率 64.0%（21年度） → 64.5%（23年度）（民間：49.3%（23年度）） <p>・職員の能力開発・啓発については、事業別に前年度と比較すると、8事業のうち上回るものが3事業、維持（100%含む）となったものが3事業であり、計6事業については目標を達成した。下回った2事業については、少人数制のセミナーであったことから1人当たりの割合が5%以上と高く、無回答等であった者はそれぞれ1人であったにも関わらず大幅に数値が下がる結果となったものであることから、事業全体としては、おおむね目標を達成したと思われる。</p> <p>・職員の心の健康づくりについて、心の健康づくりのための講習会等を全国で開催し、加えてeラーニングにより実施した。当該講習会等の受講者数については、自己希望で受講していた新任管理職員以外の管理職員の多くが過去3年間の実施で受講を修了したことにより、平成24年度の希望者が減ったことから、若干目標を達成することができなかったが、受講者からのアンケートの結果では、97.1%が有効であるといった高い評価を得た。また、各府省等における心の健康づくり対策の実施状況等を把握するための調査を行い、これを踏まえて次年度の施策の見直しとして、講習会等の講義内容の充実（事例研究等）並びにeラーニングの受講開始時期の繰り上げ及び受講コースの新設の検討を行い、次年度に実施することとした。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>（評価区分）</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>（平成26年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>II 予算の継続</p> <p>目標値を設定した施策については、おおむね目標に達し、全体として着実な成果を上げており、基本目標の達成に向けて進展があったと考えている。他方、目標として掲げる割合に達しなかったものについても、更に改善を図ることにより、施策を一層推進していく必要がある。</p> <p>引き続き、着実に事業等の実施やフォローアップ結果などの公表を行うとともに、国民の信頼を確保し、質の高い行政サービスを提供できるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ○採用から退職に至るまでいきいきと働ける環境整備による公務組織の活力の確保 ○職員が高い意欲を持って働き、最大のパフォーマンスが発揮できる能力・実績に基づく人事管理の徹底 ○国際的な変化等を踏まえた専門能力の向上と人材の育成 ○国民の公務に対する信頼の確保 <p>等のミッションを達成することにより、的確な人事管理を推進していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>本評価書について、（独）労働政策研究・研修機構前浦穂高研究員に御覧いただき（平成25年6月27日）、御意見を伺い、評価書に反映した。</p> <p>平成25年8月、岩手県立大学総合政策学部西出順郎准教授から、評価区分の根拠記述の必要性等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・採用昇任等基本方針に基づく任用の状況（平成23年度）（平成25年1月29日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01jinji02_02000069.html</p>
---------------------------	---

担当部局課室名	人事・恩給局総務課他3課室	作成責任者名	人事・恩給局総務課長 稲山 文男	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	---------------	--------	---------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準（値）又は実績（値）を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-②)

政策名 ^(※1)	政策2: 適正な行政管理の実施	分野	行政改革・行政運営			
政策の概要	国の行政組織等の減量・効率化並びにITを活用した行政運営の効率化及び国民の利便性向上を図るとともに、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	643,504	288,180	287,349	285,731
		補正予算(b)	-194,604	23,940	0	0
		繰越し等(c)	0	-23,940	23,940	/
		合計(a+b+c)	448,900	288,180	311,289	/
執行額(千円)	371,445	124,913	/	/		
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	第183回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成25年3月19日	「国民に広く申立てのみちを開く行政不服審査制度は、国民から信頼される公正な行政の基盤ともなる仕組みであり、制定50年を経て時代に即した見直しを進めてまいります。」			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) ^(※3) 【年度】
行政需要に応じた、効率的・効果的な行政の実現並びにITの活用による行政運営の効率化及び国民の利便性向上を実現すること	1 平成25年度機構・定員審査	平成24年度末定員 299,758人 【23年度】	平成25年度末定員 297,384人 【24年度】	各種の改革、業務見直しの結果を反映した機構・定員審査の実施 【24年度】
		平成21年度末定員 302,263人(※) 【21年度】	平成25年度定員合理化数 6,159人 【24年度】	平成25年度の各府省の合理化目標数を設定し、21年度末定員の2%以上を合理化 【24年度】
		/	平成22年度～25年度合理化数計 26,105人 【24年度】	平成22年度から26年度までの5年間に21年度末定員(※)の10%以上を合理化 【25年度】
	2 IT投資によって得られる投資対効果の状況	/	平成24年11月に「政府情報システム刷新に当たっての考え方」が決定され、政府CIOを中心としてITガバナンスの抜本的な改革を進めることとなったところ。その具体的な実現にあたっては、新たなIT戦略策定に向け改めて検討されることとなったため、IT総合戦略本部における検討状況を踏まえながら、引き続き検討を実施した。 (※平成25年6月、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、政府CIOによるITガバナンスを強化し、政府全体を通じた戦略的なIT投資管理を実現するため、2014年度の予算編成に合わせて、政府情報システムに関する投資計画を策定、推進することとされた。) 【24年度】	投資対効果の向上の推進 【24年度】
		「政府情報システム改革検討会」等を開催し、IT投資による効果を適切に評価できる指標の在り方について検討 【23年度】	/	/
		/	/	/
	3 新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進状況	費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し及び重点手続に係る業務プロセス改革について検討 【23年度】	新たなオンライン利用に関する計画に基づき、各府省が①費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し②現に行われているオンライン利用を含む申請等手続に係る業務について、制度全体を視野に入れつつ、手続に係る業務フローを分析し、その手続の必要性や業務の在り方を含めた見直しを行う業務プロセス改革を推進するための「行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領」及び「業務プロセス改革実施要領」を内閣官房と策定し、両取組を推進した。 【24年度】	・申請等手続に係る費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直しの推進 ・オンライン重点手続に係る業務プロセス改革の推進 【25年度】
		/	/	/
		/	/	/

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	4	行政手続制度について、申請に対する処分のうち新設されたものに係る審査基準の設定割合	70.1% 国:68.8% 都道府県:78.9% 市:80.2% 【21年度】	審査基準の設定割合、意見提出期間の状況については、実績が明らかになっていないが、行政手続制度の適切かつ円滑な運用を図るため、各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。 また、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政手続法と同等の手続水準が確保されているか審査を行った。 ※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査基準の設定割合等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査基準の設定は、個別の制度を所管する各府省においてその可否を検討して行うものであるため、各府省において行政手続制度に関し十分に理解を深める必要があり、当省が制度の普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	100% 【24年度】
	5	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上の場合の割合	93.1% 【21年度】 (注)残り(6.9%)は、法令の公布・決定等から施行までの期間が短く、当該法令の施行に併せて命令等を定めるためには、意見提出期間を短縮する必要があるため等、いずれも真にやむを得ない理由によるもの。	※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査請求の処理件数等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査請求に対する処理の長期化は行政不服審査法の求める簡易迅速性を阻害することから、審理の短縮化を図る必要がある。そのため、各府省における十分な理解を深める必要があることから当省が普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	100% 【24年度】
	6	行政不服審査制度について、6か月以内に審査請求が処理された件数の割合	47.1% 国:53.2% 地方:41.0% 【21年度】	審査請求の処理期間については、実績が明らかになっていないが、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政不服審査制度に関する講習会への講師派遣や各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。 また、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。 ※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査請求の処理件数等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査請求に対する処理の長期化は行政不服審査法の求める簡易迅速性を阻害することから、審理の短縮化を図る必要がある。そのため、各府省における十分な理解を深める必要があることから当省が普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	現況より増加させることとし、70%を目指す 【24年度】
	7	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が1年を超える件数の割合	16.7% 国:12.1% 地方:21.3% 【21年度】	審査請求の処理期間については、実績が明らかになっていないが、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政不服審査制度に関する講習会への講師派遣や各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。 また、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。 ※当初は施行状況調査の実施により、24年度実績について把握することを想定していたが、昨年度から、行政不服審査制度の見直し作業を本格化していることに伴い、24年度実績について施行状況調査による審査請求の処理件数等の把握は行わないこととした。(なお、施行状況調査は、毎年行うことが定められているものではない。) ※審査請求に対する処理の長期化は行政不服審査法の求める簡易迅速性を阻害することから、審理の短縮化を図る必要がある。そのため、各府省における十分な理解を深める必要があることから当省が普及・啓発に取り組んでいるところ。 【24年度】	現況より減少させることとし、5%を目指す 【24年度】
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関:87.1% 独立行政法人等:79.7% 【22年度】 (参考:平成23年度実績値) ・行政機関:89.9% ・独立行政法人等:77.5%	平成24年度の国の行政機関等における開示決定等期限の状況については、行政機関等の情報公開法の施行状況調査の実施により、今後、公表を予定している。 なお、平成24年度においては23年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における開示決定等期限の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 【24年度】	平成22年度値より増加 【24年度】
	9	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関及び独立行政法人等)	・行政機関:97.6% ・独立行政法人等:90.2% 【22年度】 (参考:平成23年度実績値) ・行政機関:100% ・独立行政法人等:90.2%	平成24年度の国の行政機関等における監査実施率については、行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、今後、公表を予定している。 なお、平成24年度においては23年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における監査実施率を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 【24年度】	平成22年度値より増加 【24年度】
	10	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関:498件 独立行政法人等:2,006件 【22年度】 (参考:平成23年度実績値) ・行政機関:723件 ・独立行政法人等:1,885件	平成24年度の国の行政機関等における漏えい等の状況については、行政機関等の個人情報保護法の施行状況調査の実施により、今後、公表を予定している。 なお、平成24年度においては23年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における漏えい等の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 【24年度】	平成22年度件数より減少 【24年度】

	<p>目標の達成状況</p>	<p>・機構審査においては、社会保障・税番号制度の導入のために必要な組織の新設等を認めたが、これらの組織の新設等に当たっては、既存の機構の廃止等を行うことにより、行政組織の肥大化とならないよう審査を行った。定員審査においては、安全保障・治安及び復興等、現下の重要課題に適切に対応できるよう、必要な体制を措置した上で、全体として、昨年以上に厳しく増員の抑制を図るとともに、合理化の徹底を図った。以上の取組により、効率的・効果的な行政の実現について、目標を達成することができた。また、「政府情報システム刷新有識者会議」において、IT投資管理実施のための検討を実施した。（新たなIT戦略を踏まえ、平成25年度末までに政府情報システム投資計画を公表予定。）</p> <p>・審査基準の設定割合、意見提出期間の状況については、実績が明らかになっていないが、行政手続制度の適切かつ円滑な運用を図るため、各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。また、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政手続法と同等の手続水準が確保されているか審査を行った。審査請求の処理期間については、実績が明らかになっていないが、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政不服審査制度に関する講習会への講師派遣や各府省や国民からの制度に関する照会対応を通して、制度の普及・啓発に努めた。また、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。</p> <p>これらにより、施策目標の達成に向けて一定程度進展があった。</p> <p>・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度についての指標に対する実績は明らかになっていないが、両制度の適正かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施した。</p>
<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>(評価区分)</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅲ 予算の縮減・廃止</p> <p>適正な行政管理の実施に係る施策の中でも基幹的な施策である機構・定員審査については、行政需要に応じた効率的・効果的な行政の実現を図るとの目標を十分に達成したことから、基本目標の達成に向けて進展があったと評価した。引き続き、効率的・効果的な行政の実現のために必要な措置を講じていく。</p> <p>また、政府情報システム刷新有識者会議において、政府情報システムの刷新に当たっては、IT投資管理のPDCAサイクルの下、投資対効果を厳格にチェックし、投資に見合うコスト低減等の成果の確実な実現が必要であることが示された。今後は、新たなIT戦略においてIT投資管理の仕組みが検討されるため、IT総合戦略本部における検討の状況を踏まえながら、IT投資管理の実施に向けて詳細な検討を引き続き実施する必要がある。</p> <p>行政手続制度について、測定指標の達成状況は不明であるところ、同制度が目的とする行政手続の公正の確保及び透明性の向上に向けた取組は、概ねなされたものと認められる。今後、施行状況調査等を通じ、測定指標として掲げる「審査基準の設定割合」等についてその実体を把握した上で、同制度の円滑な運用のために必要な措置を講じていく。行政不服審査制度については、測定指標の達成状況は不明であるところ、同制度が目的とする簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済の確保に向けた取組は、おおむねなされたものと認められる。今後、施行状況調査等を通じ、測定指標として掲げる「審査請求の処理期間」等についてその実体を把握した上で、同制度の円滑な運用のために必要な措置を講じていく。</p> <p>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、両制度の適正かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施したところであるが、引き続き、両制度の適正かつ円滑な運用に努めるよう必要な措置を講じていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年8月、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部田中弥生教授から、施策の進捗状況(実績)の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○平成25年度機構・定員等の要求について(平成24年9月)(URL: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000010.html)</p> <p>○平成25年度機構・定員の審査結果(平成25年1月)(URL: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000011.html)</p> <p>○政府情報システム刷新のための共通方針(提言)(平成24年8月9日 政府情報システム刷新有識者会議)</p> <p>○政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方(平成24年11月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定 行政改革実行本部決定)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、管理官)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企画調整課長 横田 信孝 管理官 菅原 希</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
----------------	-------------------------	---------------	----------------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-③)

政策名(※1)	政策3: 行政評価等による行政制度・運営の改善		分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	行政評価機能の更なる発揮を通じて行政運営全般を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。					
政策の予算額・執行額等		22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	690,363	617,440	689,522	862,711
		補正予算(b)	0	-85	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	690,363	617,355	689,522	
執行額(千円)		558,739	541,116			

(注) 行政相談機能向上に係る体制等の整備等のため、平成25年度の当初予算額が増加している。

政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
政府内における第三者的な 評価専門機関として、各府 省の政策・業務の実施状況 について、各府省の課題や 問題点を実証的に把握・分 析し、その結果に基づき改 善方を提示することによ り、行政制度・運営の見直 し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ 確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成22年度に着手した調 査5本のうち4本について は、23年度末までに勧告等 を行った。残る1本について は、24年4月に勧告を行っ た。 【23年度】	【全国規模の調査】 ・平成23年度に着手した調査8本のうち4本につ いては、24年度末までに勧告を行った。残る4本 のうち、3本については、25年4月に勧告を行 い、1本については、6月に勧告を行った。 ・平成24年度に着手した調査10本のうち、1本に ついては平成25年3月に勧告を行った。 また、9本については25年度末までの適期に勧 告等を行えるように調査を進めた。(別紙1参照) 【24年度】	【全国規模の調査】 平成23年度新規調査8本 について24年度末までの適 期に勧告等を行う。また、 24年度新規調査10本のう ち1本は24年度末までに勧 告等を行うとともに、9本に ついては25年度末までの 適期に勧告等を行えるよう 調査を進める。(別紙1参 照) 【24年度】
		【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評 価事務所等においては、年 金記録確認業務への調査 要員のシフトにより、地域 計画調査の実績なし。 【23年度】	【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評 価事務所等においては、年 金記録確認業務の進捗状況 を踏まえつつ、25局所で、 25本の地域計画調査を実 施し、調査結果に基づき、 関係機関に対して具体的 改善を図るよう通知した。 詳細は以下のURLを参照。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansin/jitushi.html 【24年度】	【地域計画調査】 年金記録確認業務の進捗 状況を踏まえつつ、順次、 地域における行政上の問 題について地域計画調査 を実施し、具体的改善を 図ること。 【24年度】
		【常時監視活動】 震災対応に係る各府省等 の取組方針や動向につ いて常時監視活動を実施(そ の結果を踏まえ、関係府省 に対し、2件の改善通知を 行った。) 【23年度】	【常時監視活動】 関係行政機関の取組方針、 動向等について常時監視 活動を実施し、関係行政機 関に対し、本省において2 件、局所において1件の実 態把握結果の通知を行っ た。詳細は下記のURLを参 照。 ・ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000057520.html ・ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000066869.html ・ http://www.soumu.go.jp/main_content/000188119.pdf 【24年度】	【常時監視活動】 各府省の取組方針、動向 等について常時監視活動 を展開し、必要に応じ、機 動調査等の実施を行うこ と。 【24年度】
	2 行政評価局調査に係る勧告 等に基づく、関係府省の政 策への反映、行政制度・運 営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく 勧告等に対する改善措置 率 98.2% (平成23年度に2回目の フォローアップを行った勧 告9本分の指摘事項数(330) に対する改善措置済みの 事項数(324)の割合) 【23年度】	全国規模の調査に基づく 勧告等に対する改善 措置率 83.7% (平成24年度に2回目の フォローアップを行った 勧告6本分の指摘事項数 (1063)に対する改善 措置済みの事項数(890) の割合) 【24年度】	平成24年度に改善措置状 況(2回目のフォローアッ プ)を求めた、既往の全 国規模の調査に基づく 勧告等における指摘事 項の全てについて、改 善が図られるようにす ること(改善措置率 100%)。 【24年度】
		勧告等に基づく政策や 制度の見直し・改善によ る効果について、政策や 業務の特性を考慮して一 部定量的に把握した。 【23年度】	平成24年度に行った勧告 等のフォローアップ13本 (1回目:7本、2回目:6 本)を対象として、勧告 等に基づく政策や制度の 見直し・改善による効果 について、政策や業務の 特性に応じて定量的に 把握した。 (例)「検査検定、資格認 定等に係る利用者の負担 軽減に関する調査」にお ける手数料の引き下げ額 等(別紙2参照) 【24年度】	勧告等に基づく政策や 制度の見直し・改善によ る効果について、政策や 業務の特性に応じて定 量的に把握する。 【24年度】

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	3	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	記載率:78% 【23年度】	記載率:80% (抽出方法)施策目標に対する実績(値)を継続的に把握することが、適切な政策の評価を行う上で必要であることから、前年度と同様の方法により確認することとし、各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認。 【24年度】	記載率:100% (評価書の記載率の向上について、各府省を集めて開催する会議などを通じて周知徹底を図る。) 【24年度】
	4	各府省における「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づいた評価書の改善方針の実施状況	各府省において試行的取組を実施するとともに、行政評価局において「政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正」及び「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」を取りまとめた。 【23年度】	改善方針を実施した行政機関の割合:100% (全20行政機関のうち、目標管理型の政策評価を行った16行政機関全てにおいて実施(※)) (※) 残る4行政機関は、24年度において、目標管理型の政策評価実施対象施策がないもの。 【24年度】	改善方針を実施した行政機関の割合:100% 【24年度】
	5	客観性担保評価活動(政策評価の点検)の実施状況	平成24年度税制改正要望に際し各府省が実施した租税特別措置等に係る165件の評価について、点検結果を23年11月に税制調査会に報告した。 【23年度】	平成25年度税制改正要望書の提出期限(平成24年9月7日)までに各府省から提出された租税特別措置等に係る評価のうち、独立行政法人制度の見直しに伴う形式的な変更等に係る評価(4件)を除く全ての評価(163件)について、税制改正作業に資するよう、点検結果を24年10月に税制調査会に報告した。 【24年度】	平成25年度税制改正要望に際し各府省が実施した租税特別措置等に係る全ての評価について、税制改正作業に資するよう、適期に点検結果を税制調査会に報告すること。 【24年度】
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	6	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	36件 【23年度】	50件 【24年度】	36件以上 【24年度】
	7	行政評価局(管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。)受付の相談件数のうちの苦情件数	2,243件 【23年度】	2,209件 【24年度】	2,250件以上 【24年度】
	8	行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数	1,076件 【23年度】	1,296件 【24年度】	1,100件以上 【24年度】
	9	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	200件 【23年度】	216件 【24年度】	200件以上 【24年度】
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	10	年金記録に関するあっせん等の実施(申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行うまでに要する期間(全国平均))(特に前年度受付事案の処理完了時期(申立人側の事情により処理を終えられないものを除く。))	転送からあっせんまで139.4日 (平成22年度受付事案の処理完了時期 24年1月末) ※平成23年度処理事案数は、42,118件。調査対象事案数は、1,000件(1委員会当たり計20件。) 【23年度】	転送からあっせんまで100.1日 (平成23年度受付事案の処理完了時期 24年9月末) (測定方法) 全国50委員会ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類(※)ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの。 ※ ①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類 ※平成24年度処理事案数は11,507件。調査対象事案数は、全国計875件(1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、1,000件に満たない。) 【24年度】	転送からあっせんまで120日以内(特に平成23年度受付事案については遅くとも24年9月末までに処理) 【24年度】

	<p>目標の達成状況 (※3)</p>	<p>・行政評価局調査については、以下のとおり、目標を一定程度達成することができた。 迅速かつ的確な実施に関しては、全国規模の調査は、当初目標とした時期までに勧告できなかったものもあったが、関係法律の改正案の提出時期等を考慮し、できる限り、制度改正に反映されるよう勧告等を実施した。 地域計画調査は、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえ、可能な限り実施し、各々の地域における行政上の問題を指摘することを通じ、その改善を図るよう通知し、また、常時監視活動は、本省・局所が情報を共有できる仕組みの構築等を通じ、同活動を体系化し、全国的な展開を促進した結果、本省・局所を通じて関係機関の取組や動向を常時、収集・整理・分析・共有し、必要に応じ行政上の課題を関係機関に通知するなど所期の目標を達成した。</p> <p>・政策評価の推進については、以下のとおり、目標を一定程度達成することができた。 使用したデータ又はその所在情報の記載については、各府省に対し、適切な記載例を紹介する取組を行ったが、記載率に係る目標を達成できず、課題がある。 各府省における目標管理型の政策評価の改善方針については、各府省との情報交換や実態把握に努めつつ、円滑な実施を推進したことにより、目標管理型の政策評価を行った16行政機関全てにおいて標準様式に基づいた評価書が作成され、全体として、今回の改善方針については趣旨に沿った取組が行われていると考えられるものの、公表時期の遅れや達成手段の記載内容にばらつきがあるといった課題がある。 租税特別措置等に係る政策評価の点検については、目標どおりに実施できた(適期に税制調査会に報告)。なお、行政評価等プログラム(平成24年4月)に基づいて重点化した点検対象(租税特別措置等、公共事業及び規制)の点検結果についてみると、「課題を指摘する必要ななかったものの割合」は約45%であり、23年度(約33%)から政策評価の質の向上がみられ、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任という政策目的に一定の貢献をすることができた。</p> <p>・行政相談の推進については、以下のとおり、目標を一定程度達成することができた。 相談件数のうちの苦情件数については、目標達成率98.2%と、わずかながら目標を達成できなかった。苦情件数の増減には、様々な外部要因が影響するとみられる。今後は、件数の増減に関する原因分析、相談者の相談ニーズの把握に一層取り組むことにより、苦情事案の把握・解決を図ることとする。その他の測定指標については、局所が行政運営上の課題の抽出に努めたり、委員に積極的に働きかけるなどの協働活動を実践したことなどにより、目標値を上回ることができた。</p> <p>・年金記録に関するあっせん等の実施については、以下のとおり、目標を達成することができた。 申立事案の転送からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)及び前年度受付事案の処理完了時期について処理の進捗状況を管理し、迅速かつ効率的な処理に努めたことにより、目標を達成することができた。</p>
<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>(評価区分) B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) II 予算の継続</p> <p>評価区分については、目標の達成状況を総合的に勘案して「基本目標の達成に向けて進展があった」と判定した。目標の達成状況を踏まえた今後の方向性については下記のとおり。</p> <p>・行政評価局調査について 全国規模の調査は、調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、より有効に活用されるものとなるよう、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮という課題が認められることから、工程管理を更に一層適切に行い、各調査の内容に応じて適期に勧告等を行うこととする。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど、内容や必要性に応じ、随時勧告等を行うほか、可能な限り、勧告時期の早期化に努めるものとし、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。 地域計画調査は、引き続き、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ実施することとし、前年度以上の実施局所数及びテーマ数の地域計画調査を実施する。 常時監視活動は、より時宜に応じた調査テーマの選定、必要に応じた機動調査等の実施につなげるため、平成25年4月に実施方針を管区局所に対して通知し、全国的な展開を更に促進するなどの取組を進める。</p> <p>・政策評価の推進について 使用したデータ又はその所在情報に関しては、評価結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、記載状況の改善を図るために、データ等の記載のない評価書の傾向を精査し、課題解決のための方策を講じる。 各府省における目標管理型の政策評価に関しては、上記のような課題も踏まえ、行政事業レビューとの連携強化を図るとともに、評価基準の標準化、評価対象の重点化による質の向上などに取り組み、実効性のあるPDCAサイクルの確立に向けた見直しを進めていく。 政策評価の点検については、上記のとおり、各府省の政策評価の質は向上してきており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられることから、引き続き、各府省に評価書作成に当たった参考情報の提供や助言等を行いつつ、点検活動を継続する。</p> <p>・行政相談の推進について 行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5策定)を踏まえた局所の行政相談活動により、全体としては目標を一定程度達成できたことから、一定の効果があつたと評価できる。 他方、取組結果の効果の検証・フォローアップが十分でないという指摘や、行政相談機能を一層向上させるという目的を踏まえ、本アクションプランを平成25年4月に改定したところであり、今後は、本省・局所が実施する具体的取組の効果の検証を推進することなどにより、目標の達成に向けて取り組むものとする。</p> <p>・年金記録に関するあっせん等の実施について 申立事案の転送からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)及び前年度受付事案の処理完了時期についての目標を達成しており、年金制度に対する信頼回復のための着実な取組がなされていると認められる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○ 平成25年7月に鳥取大学地域学部小野達也教授にご意見を頂いた。主なものは次のとおりであり、頂いたご意見については評価書に反映、次年度以降の事前分析表、評価書の検討に活用することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトカム及び定量的な効果の把握が難しい本施策について、明確かつ具体的に評価するための工夫がなされている。 ・ 【地域計画調査】【常時監視活動】の実績については、関連情報のリンクを付して具体的な内容を紹介すべき。 ・ 測定指標2の「全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率」において、2回目のフォローアップに着目する事情を事前分析表で説明すべき。 ・ 測定指標3の「評価の過程で使用したデータ又は所在情報の記載率」については、大変重要な指標であり、分野別・府省別の傾向などを踏まえて「目標の達成状況」欄の「課題」について踏み込んだ記述をすべき。また、事前分析表において、具体的な調査方法を記述すべき。 ・ 測定指標10の基準値・実績値欄に、処理件数・調査対象事案数の実数を載せるべき。 ・ PDCAサイクルの実践という意味からも、前年度の評価において把握した課題への対応状況を明確に示すべき。 ・ 「目標の達成状況」「目標期間終了時点の総括」欄は、もう少し読みやすくすべき。 ・ 「目標期間終了時点の総括」の目標期間が平成24年度の1年間であることを明記すべき。 ・ 「目標の達成状況」欄について、各施策目標ごとの記述の冒頭で「目標を達成」「目標を一定程度達成」と総括されているが、省内で記載ぶりを統一すべき。仮に何段階かの表現区分によって評定しているのであれば、その旨明らかにした方がよい。 ・ 本政策の評価区分がなぜ「A」なのか、何らかの補足的説明があったほうがよい。 ・ S～Dの評定の基準について曖昧な印象を受ける。各区分の境界が微妙で分かりにくい。 <p>○ 東京大学大学院教育学研究科山本清教授から、予算の増加に関する記述の必要性等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承) ・ 目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承) ・ 各年度の行政評価局調査の結果(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html) ・ 年金記録に係る苦情あつせん等(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindaisansha/kujou.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	行政評価局総務課他2課室	作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	--------------	--------	-------------------	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
- ※2 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。
- ※3 本政策(政策3)の「目標の達成状況」欄については、以下のルールに基づき記載。
 - ・ 施策目標のうち、すべての測定指標が目標を達成した場合……「目標を達成することができた」
 - ・ 施策目標のうち、すべての測定指標が目標を達成していない場合……「目標を達成することができなかった」
 - ・ 施策目標のうち、目標を達成した測定指標と目標を達成できなかった測定指標が混在した場合……「目標を一定程度達成することができた」

(測定指標1について) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適時適切な時期に勧告等を行う。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど内容や必要性に応じ、随時に勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。

(平成23年度に調査に着手したもの)	
目標	実績
<p>○ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12～)</p> <p>本政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成24年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12～H25.6)</p> <p>本政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する政府の新たな方針等を踏まえた対応が必要となったことから取りまとめが予定より遅れ、平成25年6月25日内閣府、厚生労働省、文部科学省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、関係機関の運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれる。</p>
<p>○自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係府省の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直しに反映、活用されるようにするために実施するものであり、また、見直し後の同大綱に基づく関係府省の予算要求に反映されるよう、平成24年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～H24.6)</p> <p>目標どおり、平成24年6月22日に内閣府、文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。(平成24年度主要な政策に係る評価書に記載済み)</p> <p>本行政評価・監視において勧告した内容については、全て、新たに平成24年8月28日に閣議決定された自殺総合対策大綱に盛り込まれ順次推進することとされた。</p>
<p>○国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組の着実な実施を促進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成24年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○国等から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査(H23.5～H24.7)</p> <p>目標どおり、平成24年7月31日に関係府省に対し勧告を行った。(平成24年度主要な政策に係る評価書に記載済み)</p> <p>本行政評価・監視において、個別に指摘した事例については、全て改善措置済み又は改善措置予定となっている。また、各府省とも、平成23年度の公益法人への支出に係る点検・見直しを実施しており、今後も本省が整理した自己点検表を活用した点検・見直しが行われることとなっている。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9～)</p> <p>本行政評価・監視は、鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年8月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9～H24.10)</p> <p>本行政評価・監視は、①平成24年3月の鳥獣被害防止特別措置法(議員立法)及びそれに伴う基本指針の改正(6月)の動向、②鳥獣捕獲許可・実績の最新の動向(平成22年度暫定値。10月発表)を踏まえて勧告事項を整理する必要があったため、取りまとめが予定より遅れ、24年10月30日に農林水産省及び環境省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、平成25年度の予算関連事項を含め、各種対策の改善に反映・活用が行われており、「鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する」という狙いは果たすことができたものと考えている。</p>
<p>○農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視(H23.10～)</p> <p>本行政評価・監視は、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図るために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視(H23.10～H25.4)</p> <p>本行政評価・監視は、補足調査の実施、関係データの集計・精査や事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定より遅れ、25年4月12日に農林水産省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、現在政府において担い手への農地集積や耕作放棄地解消のための新たな対策が検討されている中で勧告を行ったことにより、各種対策の改善に反映・活用されるものと見込まれる。</p>
<p>○医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12～)</p> <p>本行政評価・監視は、医薬品等の承認審査の実施状況、後発医薬品の普及促進策の実施状況、医薬品等の副作用等報告の実施状況等を調査し、医薬品等の供給の迅速化の推進、後発医薬品の普及促進及び医薬品等の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係機関の運用の改善のみならず、予算編成にも反映・活用されるよう、平成24年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12～H25.3)</p> <p>本行政評価・監視は、当時、厚生労働省において、生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進に係る法制化も含めた検討が進められており、これらの動向を踏まえた対応が必要であったことなどから、取りまとめが予定より遅れ、25年3月22日に厚生労働省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、勧告を踏まえ、関係機関の運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれる。</p>
<p>○高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1～)</p> <p>本行政評価・監視は、高齢者等のうち、社会的孤立のリスクが高いとされる者の把握状況、高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況を調査し、併せて災害時における高齢者の保護、安否確認体制の整備状況等を調査し、高齢者の社会的孤立の防止対策を推進するために実施するものであり、関係機関における対策の見直しや改善に反映・活用されるよう、平成24年12月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1～H25.4)</p> <p>本行政評価・監視は、①東日本大震災の被災地(宮城県)内の仮設住宅における調査の実施が予定より3か月遅れたこと、②内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」が平成24年10月に設立され、その検討内容を踏まえ、勧告事項を整理する必要があったことなどから、取りまとめが予定より遅れ、25年4月9日に内閣府、総務省(消防庁)、厚生労働省、経済産業省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、法改正やガイドラインの見直しなど、関係機関における対策の見直し、改善に反映・活用できる時期に勧告することができた。</p>
<p>○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－(H24.3～)</p> <p>本行政評価・監視は、技能実習生及びEPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ並びに留学生の在籍管理に関する施策を中心として、不正行為の防止や受入れ目的の達成等のための取組状況を調査し、関係行政の改善等に資するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－(H24.3～H25.4)</p> <p>ほぼ目標どおり、平成25年4月19日に関係府省に対し勧告を行った。</p>

目標	実績
<p>○消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価)(H24.12(予定)～) 本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成25年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－(H24.4～) 本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、できる限り早期に取りまとめ、平成25年3月を目途に勧告等を行う。 なお、本行政評価・監視の中で併せて実施する「許認可等の統一的把握」については、24年12月を目途に結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○消費者取引に関する政策評価(総合性確保評価)(H24.12～) 本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために平成24年12月から実施しているものであり、25年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－(H24.4～) 本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、東日本大震災関連については、災害対策基本法改正法案の検討に資するよう、平成25年3月1日に内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省に対し、勧告を行った。 また、本行政評価・監視と併せて実施した「許認可等の統一的把握」については、平成25年3月29日に結果を取りまとめ、公表した。 なお、本行政評価・監視では、東日本大震災関連以外の申請手続についても調査しており、引き続き取りまとめを行う。</p>
<p>○農地公共事業に関する行政評価・監視－農業水利施設を中心として－(H24.8(予定)～) 本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○農地公共事業に関する行政評価・監視－農業水利施設を中心として－(H24.8～) 本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために平成24年8月から実施しているものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○医療安全対策に関する行政評価・監視－医療事故及び院内感染対策を中心として－(H24.8(予定)～) 本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために実施するものであり、医療安全に係る運用の改善に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○医療安全対策に関する行政評価・監視(H24.8～) 本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために平成24年8月から実施しているものであり、医療安全に係る運用の改善に反映・活用されるよう、平成25年8月30日に厚生労働省に対し、勧告を行った。</p>
<p>○震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－(H24.12(予定)～) 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－(H24.12～) 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために平成24年12月から実施しているものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－(H24.12(予定)～) 本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約について、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募(応札)条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性の確保に資するために実施するものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－(H24.12～) 本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約を中心として、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募(応札)条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性・効率性・透明性の確保に資するために平成24年12月から実施しているものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(H24.12(予定)～) 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視(H24.12～) 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために平成24年12月から実施しているものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(H24.12(予定)～) 本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視(H24.12～) 本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況を調査し、関係行政の改善に資するために平成24年12月から実施しているものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○設立に認可を要する法人に関する調査(H25(着手時期調整中)～) 本行政評価・監視は、設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、設立認可や指導監督の適正化を推進するために実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善を早期に図るべく、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視－国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として－(H25.3～) 本行政評価・監視は、設立に認可を要する法人の設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、その業務運営の健全性及び透明性を確保し、推進を図る観点から実施するものであり、平成25年3月に調査に着手したところ。行政庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されるよう、26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視(H25(着手時期調整中)～) 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援対策の実施状況、高齢者又は障がいを抱える刑務所出所者等に対する地域生活定着支援事業の実施状況などを調査し、刑務所出所者等の社会復帰支援を推進するために実施するものであり、効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>	<p>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視(H25.3～) 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援や住居確保・福祉的な支援のための取組の実施状況等を調査し、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策の推進を図るために実施するものであり、平成25年3月に調査に着手したところ。効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

【別紙2】

(測定指標2について) 勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について明確に定量的把握ができた例

<p>「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」(平成23年10月勧告)</p>	<p>検査等の対価を伴う公益事業における手数料等の適正化及び透明化を図る観点から、手数料等の設定・見直しが適切に行われていないものについて、速やかに改善措置を講ずること等を指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、手数料等の積算の内容が実費より高くなっているなど不適切な積算を行っていた4事業について、見直しが行われたことを把握(例:(社)日本電気協会が実施している消防用設備等の更新認定に係る手数料を、平成24年度に、31万5,000円から25万2,000円へ引下げ)</p>
<p>「製品の安全対策に関する行政評価・監視」(平成23年2月勧告)</p>	<p>(独)製品評価技術基盤機構に対し、事業者への報告書等の提出依頼に当たり、提出期限を設けて進行管理を行うという取組を定着させ着実に実施させること、事業者における原因究明の実施、同機構への報告書等の提出等について、迅速な取組を促進させること等を指摘。 この指摘に対する2回目のフォローアップにおいて、平成23年度に同機構に調査指示を行った重大製品事故について、調査の終了までに要した日数の平均が69日間(22年度79日間)、3か月以内の調査終了率が92%、調査期間が6か月を超過したものが14件(22年度45件)となっていることなどの改善状況を把握</p>

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-④)

政策名 ^(※1)	政策4:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 (平成24年度事前分析表の政策名:地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等)	分野	地方行政			
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地方分権型社会の確立を目指す。					
政策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	5,701,812	4,578,743	4,414,992	3,554,701
		補正予算(b)	984,450	8,396,128	0	0
		繰越し等(c)	-371,147	-3,235,342	2,947,654	
		合計(a+b+c)	6,315,115	9,739,529	7,362,646	
執行額(千円)	5,860,587	7,377,248				

(注)東日本大震災の影響により、平成24年度の繰越し等額が増加している。

政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成25年2月28日	三 経済成長を成し遂げる意思と勇気(抜粋) 「行政や公務員制度の在り方も、これまでの改革の成果に加え、国際的な大競争時代への変化をとらえ、改革します。」 「大都市制度の改革を始め、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。また、「地域の元気づくり」を応援します。

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数の法定上限数の撤廃、市町村に対する基本構想の策定の義務付けの廃止などを内容とする地方自治法改正法は平成23年5月2日に公布 総理大臣の諮問機関である、第30次地方制度調査会を平成23年8月24日に設置し、議事を始めとする住民自治のあり方、大都市制度のあり方、基礎自治体のあり方について諮問 第30次地方制度調査会で取りまとめられた意見を踏まえ、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度、違法確認訴訟の創設などを内容とする地方自治法改正案を平成24年3月9日に国会へ提出【23年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 条例による通年会期の選択的導入、臨時会の招集権の議長への付与などを内容とする地方自治法改正案は平成24年9月5日に公布 第30次地方制度調査会において、大都市のあり方について審議し、大都市制度についての専門小委員会中間報告を12月20日にとりまとめを行い、基礎的自治体のあり方についての議論を行った。【24年度】 	第30次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、大都市制度等の見直しに取り組む【24年度】
	2	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 地方公共団体への情報提供等の状況 	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供【23年度】 【参考】 事務の共同処理の活用状況(平成22年7月1日現在) ①事務の委託 5,264件 ②一部事務組合 1,572件 ③機関等の共同設置 395件 ④協議会 216件 ⑤広域連合 115件	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。【24年度】 【参考】 事務の共同処理の活用状況(平成24年7月1日現在) ①事務の委託 5,668件 ②一部事務組合 1,546件 ③機関等の共同設置 400件 ④協議会 191件 ⑤広域連合 115件
住民の利便が増進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	3 住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービス導入団体 44団体【23年度】	導入団体 63団体【24年度】	コンビニでの交付サービスについて新たに10団体の導入【24年度】

<p>地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと</p>	<p>4</p> <p>・地方公共団体における行政改革の取組状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供</p> <p>【参考】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況(平成24年3月16日公表) ・地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書(平成24年3月29日公表) 【23年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況(平成25年2月8日公表) ・公の施設の指定管理者制度の導入等に関する調査(平成24年11月6日公表) 【24年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【24年度】</p>
<p>地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること</p>	<p>5</p> <p>地方公務員数の推移</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数278万8,989人(対前年比▲24,886人)(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数276万8,913人(対前年比▲20,076人)(平成24年4月1日現在) 【24年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>6</p> <p>ラスパイレース指数の状況</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイレース指数98.9(H22ラス:98.8) 【23年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイレース指数107.0(参考値(注1)98.9)(平成24年4月1日現在) 【24年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレース指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>7</p> <p>給与と制度・運用の適正化状況</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体は104団体(全団体の5.8%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は12手当てに減少(支給額ベースで削減率97.6%)。 (平成23年4月1日時点) 【23年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体は85団体(全団体の4.8%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は11手当てに減少(支給額ベースで削減率98.1%)。 (平成24年4月1日時点)【24年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>8</p> <p>人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【23年度】</p>	<p>地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう各人事委員会に対し人事院勧告対応上の留意事項など必要な情報を、給与改定通知や各種会議の場を通じて提供した。</p> <p>【参考】 特別給について国や他団体との比較を重視した1団体を除き、各人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【24年度】</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供 【24年度】</p>
	<p>9</p> <p>給与情報等公表システムによる公表状況</p>	<p>97.8%(1,757/1,797団体) (平成22年3月31日現在) 【23年度】</p> <p>※東日本大震災のため、平成23年度の調査(平成23年3月31日現在)は行っていない。</p>	<p>98.3%(1,758/1,789団体) (平成24年3月31日現在) 【24年度】</p>	<p>実施率100% 【24年度】</p>

10	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供 【参考】 任期付採用の実施団体 275団体(平成23年4月1日現在) 【23年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報提供を実施した。 【参考】 任期付採用の実施団体 319団体(平成24年4月1日現在) 【24年度】	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供 【24年度】
11	人材育成基本方針の策定状況	策定率91.0%(1,631/1,793団体) (平成23年4月1日現在) 【23年度】	策定率92.7%(1,658/1,789団体) (平成24年4月1日現在) 【24年度】	策定率95% 【24年度】

(注1)「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。
(注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築については、条例による通年会期の選択的導入、臨時会の招集権の議長への付与などを内容とする地方自治法改正法の公布や、地方制度調査会における大都市のあり方に関する中間報告のとりまとめなど、地方自治制度の見直しに向けた着実な取組が進められ、また、地方公共団体が自主的・主体的に行政改革を行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施したことにより目標を達成することができた。 ・住民の利便増進については、住民票の写し等の交付に係る住民の利便性向上について、システム構築に係る特別交付税措置、コンビニ交付推進セミナーの開催等の結果、コンビニでの交付サービス導入団体数が、63団体となり、目標を達成することができた。 ・地方公共団体における行政改革の取組状況については、地方公共団体が自主的・主体的に地方改革が行えるよう、「地方公共団体における行政改革の取組状況調査」等により取組状況を把握し、必要な情報提供を行ったことにより、目標を達成することができた。 ・地方公務員制度に対する国民・住民の理解と納得が得られるよう、各地方公共団体に対し、地方公務員の給与、定員等に関する必要な情報提供や技術的助言を行った。この結果、給与の「わたり」の制度がある団体や重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当の数が減少し、また、給与情報等公表システムによる公表や人材育成基本方針の策定を行う団体が増加するなど、地方公務員制度の確立を図るための取組に寄与することができた。また、給与情報等公表システムによる公表の実施率については、広報紙での掲載等を理由に実施しない団体があったため、98.3%であり、人材育成基本方針の策定率については、検討段階等の理由から策定しない団体があったため、92.7%であったが、平成24年度中に各種会議の場など、様々な機会を捉えて助言を行っており、これらの取組の促進に対して一定程度寄与することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>III 予算の縮減・廃止</p> <p>地方自治法改正案の公布や第30次地方制度調査会の中間報告など、地方分権型社会の確立に向けた取組が着実に進められ、また、各地方公共団体に対する必要な情報提供や技術的助言等を行うなど、住民の利便増進、地方公共団体の自主的・主体的な行政改革、地方公務員制度の確立に向けた取組が進められていることから、基本目標の達成に向け進展があったと認められる。 引き続き、地方自治制度の見直しや各地方公共団体に対する必要な情報提供等を行い、地方分権型社会の確立に向けた取組を進める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第30次地方制度調査会において、大都市制度改革について議論いただき、「大都市制度についての専門小委員会中間報告」(平成24年12月20日)をとりまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。</p> <p>平成25年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から、目標の達成状況の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・「地方公務員の給与・定員等の状況」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html</p>
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民制度企画室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	総務室長 吉永 浩	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	---	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑤)

政策名 ^(※1)	政策5:地域振興(地域力創造) (平成24年度事前分析表の政策名:地域力創造)	分野	地方行財政			
政策の概要	地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援するため、地域資源の流出を防ぎ、地域においてその資源を最大限活用する取組の推進、定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	活力ある地域社会を形成し、分権型社会を構築するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援すること。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	1,013,429	1,384,733	1,113,515	1,200,520
		補正予算(b)	0	300,000	4,008,003	0
		繰越し等(c)	7,548,205	-223,638	-3,750,503	
		合計(a+b+c)	8,561,634	1,461,095	1,371,015	
執行額(千円)	7,762,286	1,285,145				

(注)地域経済循環創造事業交付金が新設されたため、平成24年度補正予算が増額している。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) ^(※3) 【年度】
地域資源の流出を防ぎ、地域においてその資源を最大限活用する取組を推進し、分権型社会を構築すること	1 地域資源の流出を防ぎ、地域においてその資源を最大限活用する取組を行う団体数の状況	690団体 【23年度】	地域においてその資源を最大限活用する取組を行う団体について、調査事業を実施するとともに地方財政措置等を講じた 【24年度】 <参考> ○地域経済イノベーションサイクルの全国展開状況 ・地域経済循環創造事業交付金の交付事業:18事業 ・地域経済循環創造事業交付金の効果投資効果(交付金額+融資額)÷交付金額):2倍 地元雇用創出効果(地元雇用件数(融資期間分)÷交付金額):2.2倍 【24年度】 ○地域の拠点プロジェクトの推進状況 ・分散型エネルギーインフラ等の拠点プロジェクトの検討 【24年度】	800団体 【26年度】 1,400団体 【32年度】 <参考> ○地域経済イノベーションサイクルの全国展開 ・地域経済イノベーションサイクルの構築に取り組む団体:1,000団体 ・交付金の効果:平成24年度以上 【26年度】 ○地域の拠点プロジェクトの推進状況 ・分散型エネルギーインフラ等の拠点プロジェクトの候補地調査:10箇所程度 【25年度】 ・候補地調査を踏まえた拠点プロジェクト:5箇所程度 【26年度】
弱者の生活に光をそそぐ取組や、知の蓄積による地域づくりが進展すること	2 DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、知の拠点づくり・交流等の取組の状況	社会的弱者の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりに係る地方財政措置を実施 【23年度】	社会的弱者の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりに係る地方財政措置を講じた 【24年度】	社会的弱者対策・自立支援について、個人の自立を促すための地域の取組や、試験研究機関や図書館等における知の蓄積と交流・ネットワーク形成により、自立的な地域づくりを進める地域の取組の充実・強化が図られること 【25年度】
地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めること	3 総人口に対する地方圏の人口割合	49% 【22年度】 【参考】 定住自立圏の圏域数 64圏域 【23年度】	産業振興・文化芸術・地域医療の3分野における取組の先進事例を構築する「定住自立圏構想」推進調査事業や、地方公共団体への情報提供、財政支援等を実施した 【24年度】 【参考】 定住自立圏の圏域数 74圏域【24年度】	平成22年度並み 【27年度】

地域間の人材交流を進めること	4	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	60,997人 【23年度】	62,389人 【24年度】	70,000人 【24年度】
	5	地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数	1,018人 【23年度】	1,311人 【24年度】	1,400人 【24年度】
地域の国際化が進むこと	6	JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数 4,330人 (平成23年7月1日現在) 【23年度】	4,360人 (平成24年7月1日現在) 【24年度】	JETプログラム招致人数の 前年並み確保 【24年度】
	7	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	外国人住民が人口の3%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 58% (平成22年4月1日現在) 【23年度】	75% 【24年度】	外国人住民が人口の3%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 70% 【24年度】
地方公共団体による地域振興施策が進むこと	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	841件 (平成17～23年度平均) 【23年度】	843件 (平成17～24年度平均) 【24年度】	850件 【24年度】
過疎地域の自立が促進されること	9	過疎市町村の人口に対する転入者数の割合	2.6% (平成20～22年度の平均値) 【23年度】	2.6% (平成21～23年度の平均値) 【24年度】	2.6%以上 【27年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材交流については、子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数は平成23年以降の東日本大震災の影響により震災前の水準を回復できず、また、地域おこし協力隊と集落支援員の合計人数は新規団体における受入人数が予想より伸びなかったため目標を達成することができなかった。 ・地域の国際化については、「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し報告書を取りまとめ、地方公共団体において望ましいと考えられる取組事項について提言を行ったこと等により、目標を達成することができた。 ・地方公共団体による地域振興施策については、空き店舗対策や地域の祭り・イベントなどのソフト事業として全国的に活用されており、おおむね目標が達成されている。 		
	目標期間終了時点の総括		(評価区分)	B 基本目標の達成に向けて進展があった	
			(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)	I 予算の拡大・拡充	
			<p>JETプログラムの招致人数や地域における多文化共生推進プランの普及状況が目標を達成するなど地域の国際化に向けた取組が着実に進展していると認められ、また、子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数及び地域おこし協力隊と集落支援員の合計人数は、いずれも前年度実績を上回っているところであり、中心市街地活性化ソフト事業の実施件数も基準値を上回るなど、地域間の人材交流や地方公共団体による地域振興施策の取組が進展していると認められる。</p> <p>また、平成24年度補正予算において、地域経済循環創造事業交付金の取組を実施し、投資効果や地元雇用創出効果が現れているとともに、分散型エネルギーインフラ等の拠点プロジェクトの検討が進捗しているところであり、基本目標の達成に向け進展があったと認められる。引き続き、「地域の元気創造プラン」を通じた地域経済イノベーションサイクルの構築や地域の拠点プロジェクトの推進、過疎地を含む条件不利地域等における生活支援機能の確保や集落単位の活性化に向けた取組を推進する必要がある。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	地域力創造グループで展開する施策について、外部有識者から助言をいただき、今後の取組に反映させている。 平成25年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から、目標の達成状況の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の元気創造 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_genki.html ・定住自立圏構想 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html ・過疎対策 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm
---------------------------	---

担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	地域政策課長 猿渡 知之	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	--	--------	--------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑥)

政策名 ^(※1)	政策6: 地方財源の確保と地方財政の健全化 (平成24年度事前分析表の政策名: 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化)		分野	地方行財政		
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	17,276,758,320	16,748,455,598	17,670,278,292	17,573,454,620
		補正予算(b)	1,312,614,435	2,666,162,276	412,023,668	0
		繰越し等(c)	-1,012,592,394	-298,284,211	420,569,793	
		合計(a+b+c)	17,576,780,361	19,116,333,663	18,502,871,753	
執行額(千円)		17,576,754,932	19,116,321,406			

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成25年度予算編成の基本方針 (閣議決定)	平成25年1月24日	地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、給与関係経費などを始めとする地方財政計画の歳出を見直し、抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
	今後の復旧・復興事業の規模と財源について (復興推進会議決定)	平成25年1月29日	被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図ることとする。このため、「集中復興期間」(平成23年度～平成27年度)における復旧・復興事業の規模と財源について、下記のとおり、見直しを行うこととする。(略)「集中復興期間」の財源として、合計25兆円程度を確保する。

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1 一般財源総額 一般財源比率	平成23年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆4,990億円 (水準超経費除き58兆7,790億円) 平成23年度一般財源比率 (通常収支分) 64.6% 【22年度】 平成24年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆6,241億円 (水準超経費除き58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率 (通常収支分) 65.3%	平成25年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率 (通常収支分) 65.4% 【24年度】	地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。 ※上記の目標設定後、中期財政フレームの改定(平成24年8月31日閣議決定)により、地方の一般財源の総額については、平成24年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた。 【24年度】
	2 地方債依存度	平成24年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6% 【23年度】	平成25年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6% 【24年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【24年度】
	3 借入金残高	平成24年度末見込み 201.4兆円 (東日本大震災分を含む。) うち交付税特別会計借入金残高 33.4兆円 【23年度】	平成25年度末見込み 200.6兆円 (東日本大震災分を含む。) うち交付税特別会計借入金残高 33.3兆円 【24年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【24年度】
	4 地方財政対策の状況	平成24年度財源不足額(通常収支分) 13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 国の一般会計加算 5兆8,613億円 交付税特別会計剰余金 5,200億円 公庫債権金利変動準備金 3,500億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円 【23年度】	平成25年度財源不足額(通常収支分) 13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 国の一般会計加算 5兆4,176億円 交付税特別会計剰余金 2,000億円 公庫債権金利変動準備金 6,500億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円 【24年度】	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、地方の財源不足について適切な補填措置を講じる。 【24年度】
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成23年度補正 16,635億円 平成24年度 6,855億円 (年度調整分1,365億円を含む) 【23年度】	震災復興特別交付税 平成24年度補正 1,214億円 平成25年度 6,198億円 (年度調整分145億円を含む) 【24年度】	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講じる。 【24年度】

<p>地方財政の健全化の推進をすること</p>	<p>6 実質公債費比率等の状況</p>	<p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7%</p> <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体6団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体32団体(38会計)</p> <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体7団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体7団体(10会計)</p> <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準2団体(2会計)</p> <p style="text-align: center;">【23年度】</p>	<p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2%</p> <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数(平成23年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体27団体(32会計)</p> <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体5団体(6会計)</p> <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準5団体(5会計)</p> <p style="text-align: center;">【24年度】</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p> <p style="text-align: center;">【24年度】</p>
-------------------------	----------------------	--	--	---

<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>安定的な財政運営に必要な地方財源の確保については、 ・地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額は、平成24年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については、地方財政の運用上支障が生じないよう適切な補填措置を講じた。 ・長期債務残高を抑制するため、交付税特別会計借入金の計画通りの償還を行った。 ・東日本大震災の復旧・復興事業については、平成25年度において所要の震災復興特別交付税を確保した。</p> <p>地方財政の健全化の推進については、実質公債費率等の平均値や財政健全化団体等の数がおおむね改善された。</p> <p>(評価区分) B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) II 予算の継続</p> <p>目標としていた指標の達成状況に照らし、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保及び地方財政の健全化の推進について、進展があったと認められる。</p> <p>引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講じることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講じる等の取組を進める必要がある。 また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。</p>
-------------------	----------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)の意見を聴いたところである。また、平成25年8月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科北大路信郷教授から、測定指標等について御意見をいただいた。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・平成25年度地方財政の状況(地方財政白書) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/25data/index.html ・平成25年度地方財政計画の概要 http://www.soumu.go.jp/main_content/000208708.pdf ・地方財政関係資料 http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html ・地方財政の借入金残高の状況 http://www.soumu.go.jp/main_content/000154473.pdf ・平成25年度地方債計画 http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_25.html ・平成23年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000048.html</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>自治財政局財政課 他4課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>自治財政局財政課 内藤課長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
----------------	----------------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑦)

政策名 ^(※1)	政策7:分権型社会を担う地方税制度の構築 (平成24年度事前分析表の政策名:地域主権型社会を担う地方税制度の構築)	分野	地方行財政			
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、収収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	分権型社会を推進するための税制を構築する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	41,383	33,756	35,457	37,216
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	41,383	33,756	35,457	
執行額(千円)	36,992	28,746				

政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成25年度税制改正の大綱 (閣議決定)	平成25年1月29日	現下の経済情勢を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずる。また、社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び譲与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等を講ずる。さらに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

施策目標	測定指標	基準(値) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) ^(※2) 【年度】
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、収収が安定的な地方税体系を構築すること	1 国・地方間の税源配分比率	国:地方=54.7:45.3 (平成22年度決算) 【23年度】	国:地方=55.4:44.6 (平成23年度決算) 【24年度】	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分のあり方を見直す。 【24年度】
	2 歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合 35.2% (平成22年度決算) 【23年度】	地方税の割合 34.1% (平成23年度決算) 【24年度】	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 【24年度】
	3 地方税の都道府県別人口一人当たり収額の最大値と最小値の比較	最大値/最小値 2.6倍 (平成22年度決算) 【23年度】	最大値/最小値 2.5倍 (平成23年度決算) 【24年度】	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。 【24年度】
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4 地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	地域決定型地方税制 特例措置導入件数 2件 【23年度】	地域決定型地方税制 特例措置導入件数 1件 【24年度】	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。 【24年度】
	5 地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数	46項目を見直し (うち15項目を廃止・縮減) 【23年度】	62項目を見直し (うち16項目を廃止・縮減) 【24年度】	平成22年度税制改正以後4年間で、全286項目(平成22年度税制改正前)を見直す。 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、収収が安定的な地方税体系の構築については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度決算における国・地方間の税源配分比率は55.4:44.6となっており、地方の収収比率は低下している。これは、景気の動向に大きく左右される国の法人税が、平成23年度決算においては約3,837億円増加した一方、景気変動に対して比較的安定性の高い税制となっている地方税の収入は概ね横ばいとなったことなどによるものであり、引き続き地方税の充実や国と地方の税源配分のあり方を見直ししていく。 ・歳入総額に占める地方税の割合について、平成23年度決算における地方税の割合は34.1%となっており、地方税の割合は減少している。これは東日本大震災の復興・復旧事業のため、国庫支出金、地方交付税が大幅に増加した一方、地方税の収入は引き続き厳しい経済状況等を反映して概ね横ばいとなったため、歳入総額に占める地方税の割合が減少したものであり、引き続き地方税の割合の拡充を目指していく。 ・地方税の都道府県別人口一人当たり収額の最大値と最小値の比較について、平成23年度決算における最大値と最小値の比較は2.5倍となり、前年度に比べて縮小している。 <p>住民自治の確立に向けた地方税制度改革の実施については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大するための取組は、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする制度(地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例))を、平成25年度税制改正においては、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置1件を導入した。 ・地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数について、地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担軽減等を行う「政策減税措置」の項目数について、この4年間で114項目の廃止、34項目の縮減を行った。
------------	---------	---

	目標期間終了時点の総括	(評価区分)
		B 基本目標の達成に向けて進展があった
		(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)
		II 予算の継続
		社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成の観点から、税収が景気の動向に比較的左右されにくく、安定的であり、地方の基幹税目の中でも最も偏在性が少ない地方消費税の引上げを含む税制抜本改革法が成立した。この法律の円滑かつ着実な実施を図ることにより、国とともに社会保障制度を支える地方の社会保障給付に対する安定財源を確保する。さらに、国税に係る税制抜本改革法第7条の規定に基づき、地方法人特別税のあり方を抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずる等の取組みを進めていく。 また、地域決定型地方税制特例措置の導入や政策減税措置の見直しなど、地方税制度改革に対する取組が着実に進められた。 以上のことから、一部測定指標が未達成のものもあるが、分権型社会における税制の構築について進展があったと認められる。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大するという観点から、学識経験者等からなる「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」を開催し、24年度においては「地域決定型地方税制特例措置の導入拡大」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」、「法定税の法定任意税化・法定外税化の検討」、「税率についての課税自主権の拡大」及び「税務執行面における地方団体の責任」について、集中的に検討を行った。 ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の規定を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向けた地方法人課税のあり方等について幅広い検討を行った。 ・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科北大路教授から、目標期間終了時点の総括の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/index.html ・平成25年度地方税に関する参考計数資料http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h25.html ・税制改正(地方税)http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html ・地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jishujiritsu_zeisei/index.html ・地方法人課税のあり方等に関する検討会http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tihouhoujin_kazei/index.html
---------------------------	---

担当部局課室名	自治税務局企画課総務室 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課 濱田課長	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	---------------------	--------	---------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑧)

政策名 ^(※1)	政策8:選挙制度等の適切な運用	分野	選挙制度等			
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	51,069,723	178,124	101,362	50,496,368
		補正予算(b)	0	0	-14	0
		繰越し等(c)	1,187,100	218,351	70,556,481	/
		合計(a+b+c)	52,256,823	396,475	70,657,829	
執行額(千円)		52,100,535	319,976			

(注)衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙のため、平成22年度、24年度及び25年度の予算額が大幅に増額している。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1 ・区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に関する調査研究及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究	・区割り改定作業に関する調査研究の実施及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究の実施 【23年度】	・区割り改定作業に関する調査研究を実施し、区割り審議会の運営(平成25年3月28日に区割り改定案を勧告)と区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化作業を実施(平成25年4月12日に区割り改定法案を国会に提出し、同年6月24日に成立) ・議員立法により、参議院議員の定数についていわゆる「4増4減」を行う公選法改正案が平成24年11月に成立したことを受け、選挙管理委員会、候補者・政党等への周知・啓発の実施 ・その他選挙制度に関する調査研究の実施 【24年度】	・区割り改定作業に関する調査研究の適切な実施及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【24年度】
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	2 常時啓発事業のあり方等の検討	常時啓発のあり方等研究会において、常時啓発事業のあり方について検討を実施し、最終報告書を公表 【23年度】	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施 【24年度】	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施 【24年度】
政治資金の透明性を確保すること	3 総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率)	政党本部:100% 政党支部:99.3% 政治資金団体:100% (平成22年分収支報告) 【23年度】	政党本部:100% 政党支部:99.5% 政治資金団体:100% (平成23年分収支報告) 【24年度】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【24年度】
		国会議員関係政治団体: 93.8% (平成22年分収支報告) 【23年度】	国会議員関係政治団体:94.4% (平成23年分収支報告) 【24年度】	国会議員関係政治団体について、前年の提出率(93.8%)以上 【24年度】
		政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:85.7% (平成20年分~平成22年分収支報告) 【23年度】	政治団体全体:86% (過去3カ年平均の提出率) 【24年度】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率(85.7%)以上 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立の寄与については、まず衆議院選挙制度改革について、緊急是正法により、政府は区割り審議会の勧告に基づき、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとされたところ、必要となる区割り改定作業等について綿密に調査研究を実施することにより、円滑な審議会運営（平成25年3月28日に区割り改定案を勧告）及び区割り審議会から出された選挙区の改定案についての勧告に基づく公職選挙法の改正に係る作業を適切に実施することができた。（平成25年4月12日に区割り改定法案を国会に提出し、同年6月24日に成立）</p> <p>また、参議院選挙制度改革については、議員立法により、参議院議員の定数についていわゆる「4増4減」を行う公選法改正案が平成24年11月に成立したことを受け、選挙管理委員会、候補者・政党等への周知・啓発を適切に実施することができた。</p> <p>・公明かつ適正な選挙執行を実現することについては、常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書の提言を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策として、選挙啓発研修会や若者フォーラム（若者同士が、互いの持っている政治への想い・政治意識について意見交換する場の開催）の実施、地域の明るい選挙推進協議会等成人向け学習教材の作成により目標を達成することができた。</p> <p>・政治資金の透明性の確保については、政治資金収支報告書の提出（公表）率は、政治団体への督促等を通じ、政治団体全体については85.7%を上回り、目標を達成することができた。政党本部及び政治資金団体については目標を達成することができ、また、国会議員関係政治団体についても目標を達成することができた。なお、現職国会議員に係る国会議員関係政治団体については提出率（公表率）100%を確保できた。また、政治資金適正化委員会が登録政治資金監査人に対して、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催しており、これにより、政治資金監査の円滑な実施が図られ、ひいては政治資金の透明性の確保に寄与している。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>（評価区分）</p> <p>A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>（平成26年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅲ 予算の縮減・廃止</p> <p>各施策において、その目標はおおむね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考えられることから、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと認められる。また、今後の各施策の方針については以下のとおりである。</p> <p>公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立の寄与については、社会のニーズ等に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p>常時啓発事業については、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施し、目標を達成したところであるが、国民の選挙・政治意識の高揚を図るという事柄の性格上、中立不偏の立場から地道で長い運動を実施しなければならず、関係団体との連携の下、引き続ききめ細やかな啓発事業を実施する必要がある。</p> <p>政治資金の透明性を確保することについては、政治団体への督促、登録政治資金監査人に対する政治資金実務に関するフォローアップ説明会等を実施したことなどによりおおむね施策目標を達成し、一定の効果を上げていたと認められる。政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●衆議院議員選挙区画定審議会 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告を行う。 ●常時啓発事業のあり方等研究会 今後の常時啓発事業のあり方についての方向性を報告書として取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。 ●政治資金適正化委員会 登録政治資金監査人制度の運用に関し、政治資金監査に関する具体的な指針の作成や政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行っている。 委員長 上田 廣一 委員 小見山 満 委員 日出 雄平 委員 谷口 将紀 委員 牧之内隆久 ●平成25年8月、東京大学大学院教育学研究科山本清教授から、目標の達成状況の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	管理課長 笠井 敦	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	----------------------------	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑨)

政策名 ^(※1)	政策9: 電子政府・電子自治体の推進	分野	電子政府・電子自治体			
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	ICTを活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	10,580,292	8,933,509	14,048,371	15,774,423
		補正予算(b)	-1,569,860	79,505	3,735,585	0
		繰越し等(c)	2,254,190	-305,399	-6,595,094	
		合計(a+b+c)	11,264,622	8,707,615	11,188,862	
執行額(千円)	7,519,907	8,074,553				

(注) 政府情報システムセキュリティ対策強化、公共クラウドを活用した官民連携の実証実験事業等により、平成24年度の補正予算額が増加している。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日	III. 分野別戦略 1. 国民本意の電子行政の実現 (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 iii) 行政ポータル抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上 v) 政府の情報システムの統合・集約化 (2) オープンガバメント等の確立 i) 行政情報の公開、提供と国民の政策決定への参加等の推進
	新たな情報通信技術戦略 工程表	平成22年6月22日決定 平成24年7月4日改訂	1. 国民本意の電子行政の実現 (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 iii) 行政ポータル抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上 v) 政府の情報システムの統合・集約化 (2) オープンガバメント等の確立 i) 行政情報の公開、提供と国民の政策決定への参加等の推進
	「東日本大震災からの復興の基本方針」 (東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5 復興施策 (3) 地域経済活動の再生 ⑨ 交通・物流、情報通信 (iii) 次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
	新たなオンライン利用に関する計画	平成23年8月3日	II オンライン利用の範囲 5 電子政府の総合窓口(e-Gov)の役割の見直し
	電子行政推進に関する基本方針	平成23年8月3日	第4 重要施策の推進 1. 政府におけるITガバナンス確立・強化 (1) IT投資管理の確立・強化 (4) 情報システムの運用継続 5. オープンガバメント (2) 行政情報の公開・提供
	「日本再生の基本戦略」 (閣議決定)	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○ 情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2) 分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○ 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。

	○「世界最先端IT国家創造宣言」	平成25年6月14日	<p>Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み</p> <p>1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現</p> <p>(3)IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 スマートフォンやタブレット端末等の活用による効率化やサービス向上を図るなど、魅力ある地域の元気を創造する取り組みを促すとともに、センサー、クラウド、災害時にも活用可能な情報通信基盤等のITや地理空間情報等、各種データの活用を組み合わせ、新たな街づくりモデルや離島におけるビジネスモデルを構築する。</p> <p>3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現</p> <p>(2)国・地方を通じた行政情報システムの改革 自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取り組み期間と位置づけ、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行い、地方公共団体における取り組みを加速する。</p>
	「経済財政運営と改革の基本方針」 (閣議決定)	平成25年6月14日	<p>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>4. 地域再生なくして、日本の再生なし</p> <p>(1)特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。</p> <p>6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革</p> <p>(4)世界最高水準の電子政府の実現 IT本部を中心に、関係府省と連携して、世界最高水準の電子政府・電子自治体を早期に実現する。 ・政府CIOの下での政府業務の徹底的な見直し、政府行政システムのクラウド化や自治体クラウドの推進、府省共通業務・システムの着実な開発・導入によるバック・オフィス業務の効率化により、行政コストの削減とサービスの質の向上を図る。</p> <p>3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方</p> <p>(3)地方行財政制度の再構築に向けて (地方における公共サービスの“見える化”の推進) ・地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。</p>

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図ること	1 ＜施策名:電子政府の推進＞ 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数	2億191万件 【23年度】	2億2,467万件 【24年度】	2億2,000万件 【24年度】
	2 ＜施策名:地方公共団体の情報化の推進＞ 自治体クラウドの全国的展開	自治体クラウド推進本部有識者懇談会において、自治体クラウド導入に当たっての課題等について議論を行い、検討結果の取りまとめを公表。 【23年度】	今後自治体クラウド導入に取組もうとする地方公共団体が留意すべき事項について、情報セキュリティ及び番号制度の導入の観点から研究を行い、その結果を「自治体クラウドの情報セキュリティ対策等に関する調査研究」としてとりまとめた。 【24年度】	地方公共団体における自治体クラウドの取組の障害となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・平成24年度における電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数について、e-Govを通じた電子申請件数が対前年度比で60万件増加したことを反映して、電子申請に係るページへのアクセス件数が1,819万件増加したこと等により、全体として2,276万件の増加になり、目標値としていた2億2,000万件を上回るアクセス件数2億2,467万件を達成することができた。</p> <p>・自治体クラウドにおける情報セキュリティ対策等について研究し、今後自治体クラウドを導入しようとする地方公共団体が留意すべき事項についてとりまとめることにより、目標を達成することができた。また、平成24年度補正予算で計上された、クラウドによる官民連携を想定した実証事業についても、地方公共団体からの提案を受け、年度内に実証団体の選定を完了できた。なお、本事業は実証実験を行うにあたり、事業に参加する地方公共団体と、民間事業の間で個人情報等のデータについて、どの程度の連携・活用が可能かについての協議に予定以上の期間を要することが判明したため、平成25年度に繰り越し、具体的な作業に着手しているところ。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <p>e-Govへのアクセス件数については、目標を達成することができた。また、e-Govを通じた電子申請件数が年間160万件(対前年度比60万件増)と着実に伸びているなど、e-Govは着実に活用されており、国民の利便性向上が図られている。今後も引き続きアクセス件数の増加を図るため、①アクセシビリティ・ユーザビリティの改善、②コンテンツ(情報内容)の充実、③積極的な周知広報を実施することにより、利用者の利便性・満足度の向上に努める。</p> <p>なお、平成24年度総務省行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、電子政府関連事業(行政効率化支援)については、eラーニングコースの一部廃止等(2コースを廃止し、1コースを新設)を行った。これにより、</p> <p>①短期的には研修体型的スリム化・経費の縮減を図ったとともに、</p> <p>②中長期的な政策面においては、職員のIT教育の質の向上、現場の行政業務の効率化・高度化に直結し得る研修カリキュラム・コンテンツの見直しを図っているところ。</p> <p>平成24年度中の指摘を踏まえた短期間でのインパクトのみならず、引き続き外部講師等を交えた検討を実施し、さらなる研修の見直しを進めている。</p> <p>また、平成25年度総務省行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営については、一元的な文書管理システムにおける電子決裁機能等の利用が低調となっている原因分析を一層進め、利用者のニーズや成功事例を活用しつつ、利活用の促進に向けた取組を実施し、今後システム構成の見直しや政府共通プラットフォームへの統合・集約化等による更なる運用コストの削減を図ることとしており、その経費削減効果をよりわかりやすく示していく予定。</p> <p>自治体クラウドにおける情報セキュリティ対策等についての研究結果をとりまとめるなど、地方公共団体において自治体クラウドに取り組みようとする際に障害となる事柄について報告書としてまとめ、地方公共団体に公表し、地方公共団体の主体的な取り組みに対する支援を行っている。今後は番号制度の導入を契機として、新たなIT戦略を踏まえ、更に自治体クラウドの推進を加速していく必要がある。</p> <p>以上のことから、基本目標の達成に向けて進展があったものと認められる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>行政管理局において、毎年度電子政府推進員協議会(地域懇談会)を開催し、オンライン利用推進のための今後の課題、電子政府の総合窓口(e-Gov)等について外部有識者により意見交換をいただいております。また、自治体クラウドに係る開発実証において、有識者による検討を踏まえた事業を実施し、有識者の知見を活用してきたところ。</p> <p>平成25年8月、岩手県立大学総合政策学部西出順郎准教授から、評価区分の根拠記述の必要性等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf ○新たな情報通信技術戦略 工程表(平成22年6月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704_siryou1.pdf ○新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_online.pdf ○電子行政推進に関する基本方針(平成23年8月3日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_denshi.pdf ○「e-Govの利用状況」(電子政府の総合窓口(e-Gov)内) http://www.e-gov.go.jp/about/use.html ○「新成長戦略」(平成22年6月18日 閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部) http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf ○「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日 閣議決定) http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20111226/20111224.pdf ○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日 閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/it_kokkasouzousengen.pdf ○「経済財政運営と改革の基本方針」平成25年6月14日 閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afiedfile/2013/06/20/20130614-05.pdf
---------------------------	---

担当部局課室名	行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室	作成責任者名	行政情報システム企画課長 橋本 敏 地域情報政策室長 増田 直樹	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	-------------------------------	--------	-------------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑩)

政策名 ^(※1)	政策10: 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発の課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日)等に基づく取組を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民がICTの真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	8,577,308	6,929,369	10,152,930	8,543,365
		補正予算(b)	1,819,595	13,236,621	7,231,800	0
		繰越し等(c)	5,991,100	-11,238,914	5,995,234	/
		合計(a+b+c)	16,388,003	8,927,076	23,379,964	
執行額(千円)		15,392,673	8,633,260			

(注) 東日本大震災復興特別会計案件の事業終了等に伴い、平成25年度予算額が大幅に減少

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略	平成25年6月14日	一. 日本産業再興プラン 二. 戦略市場創造プラン
	科学技術イノベーション総合戦略	平成25年6月7日	第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 I. クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現 II. 国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現 III. 世界に先駆けした次世代インフラの整備 IV. 地域資源を「強み」とした地域の再生 V. 東日本大震災からの早期の復興再生
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日	III. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化
	第4期科学技術基本計画	平成23年8月19日	I. 基本認識 II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 IV. 基礎研究及び人材育成の強化 V. 社会とともに創り進める政策の展開
	知的財産推進計画2013	平成25年6月25日	II 「知的財産政策に関する基本方針」及び「知的財産政策ビジョン」で定める4つの柱に沿った具体的行動計画(短期・中期) II-1 競争力強化・国際標準化関連施策
	東日本大震災からの復興の基本方針	平成23年7月29日	5 復興施策

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果を展開するとともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	1 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	93% 【24年度】	80% 【24年度】
	2 研究開発の成果展開のための活動状況(査読付き誌上発表、特許出願又は国際標準提案を実施した課題の割合)	80% 【23年度】	83% 【24年度】	80% 【25年度】
	3 研究開発成果の普及状況(国際標準成立、実用化又は特許登録を実施した課題の割合)	33% 【23年度】	51% 【24年度】	33% 【27年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>【目標の達成状況】</p> <p>○国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発の効果的・重点的な推進及び研究開発の成果展開については、外部専門家の評価や研究開発成果の調査より目標値を上回ったことから、ユビキタスネットワーク社会の実現に必要な技術の確立に向けた取組効果が現れていることが認められる。</p> <p>○「グローバルスタンダード」策定への貢献については国内外の標準化動向等についての調査を行い、我が国の標準化政策の在り方の検討を行う場である情報通信審議会等に情報を提供し、標準化重点分野の選定、我が国の標準化政策支援の在り方についての検討に活用し、「情報通信分野における標準化政策の在り方」報告をとりまとめた(平成24年7月12日)。加えて、本調査の成果を活用して、各分野の国内外の関係者の意見を踏まえ、我が国からの技術仕様等の提案内容を検討し、ITU(国際電気通信連合)等での議論に反映させることができた。</p> <p>【目標値設定の考え方】</p> <p>○研究開発期間終了後、一定期間(測定指標2は1年、測定指標3は3年)が経過した時点における目標値の設定にあたっては、以下の点を踏まえて定めている。なお、研究開発の実施にあたっては、日頃からの調整や研究開発評価等のマネジメントを通じ、高い実績値を得られるよう取り組んでいる。</p> <p>・本施策は、「科学技術イノベーション総合戦略」(平成25年6月7日閣議決定)において「新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つ」とあるように、民間のみでは取り組むことが困難なハイリスクな研究開発課題について諸外国に先んじて取り組み、我が国の国際競争力の強化を目指すものであり、一定程度の失敗がやむを得ないものであること</p> <p>・査読付き誌上発表、標準化入力文章の作成および標準の獲得等の成果を得るためには、研究開発終了後、上記の時間以上の相応の時間を要する場合が一般的であること</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <p>施策目標の達成状況からも基本目標の達成に向けた効果的な取組が行われており、研究開発成果の普及状況などにおいて実績値が目標値を大きく上回るなど、相当な進展が認められることから、引き続き我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術の確立に向け、積極的に取り組むこととする。</p> <p>なお、平成24年度総務省行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、「脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発」(平成24年度対象)については、引き続き、事業の評価、効率的な執行及び先端の技術開発あるいは基礎研究につながるポジティブなフィードバックができるようにするための学術発表に注力して取り組むこととする。また、平成25年度総務省行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、「小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発」(平成25年度対象)については、改めて他府省のニーズや重複がないことを確認した上で事業を実施していくこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p><研究開発の推進></p> <p>○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の終了評価等を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)における評価委員会 本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。また、ICTグリーンイノベーション推進事業(PREDICT)については、平成24年度よりSCOPEに統合したうえで、実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を参考とした。</p> <p>○平成25年8月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科北大路信教授から、「施策目標」欄の目標値設定の考え方について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p> <p><標準化の推進></p> <p>○情報通信分野における標準化政策検討委員会 外部有識者からなる委員会構成員によりとりまとめられた「情報通信分野における標準化政策の在り方」報告(平成24年7月12日)を踏まえて、標準化政策を推進している。</p> <p>○平成25年8月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科北大路信郷教授から、「施策目標」欄の目標値設定の考え方について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html)</p> <p>○戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html)</p> <p>○国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日)(http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/index.html)</p> <p>○総務省情報通信研究評価実施指針(第4版)(平成21年10月)(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin03_000019.html)</p> <p>○「情報通信分野における標準化政策の在り方」報告書(http://www.soumu.go.jp/main_content/000170920.pdf)</p>

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 他1課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 田原 康生	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	---	--------	------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-①)

政策名 ^(※1)	政策11: 情報通信技術高度活用の推進	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会的システムの構築を図り、ICTの高度活用を推進することで、ユビキタスネットワーク社会を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT活用の促進により、ユビキタスネットワーク社会を実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	14,960,888	8,090,084	9,980,005	9,696,391
		補正予算(b)	0	5,020,654	26,471,222	0
		繰越し等(c)	17,014,306	-2,074,468	-22,632,057	
		合計(a+b+c)	31,975,194	11,036,270	13,819,170	
執行額(千円)	28,959,295	8,266,946				

(注)平成24年度予算は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る補正予算が計上されているため、平成25年度予算額は大幅に減少している。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日	Ⅲ. 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 2. 地域の絆の再生 3. 新市場の創出と国際展開 4. 安全・安心な情報セキュリティ環境の実現
	新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～	平成22年6月18日	第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (5) 科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～ (情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化)

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
ASP・SaaS ^(※3) を安心・安全に利用できる環境を整備すること	1 分野別ガイドライン等の策定	2件 (単年度) 【22年度】	4件 (単年度) 【24年度】	3件 (単年度) 【24年度】
IPTVに係る技術の標準化を推進することにより、多様な配信経路によるコンテンツの流通を促進するもの	2 放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準技術仕様の策定及び一般公開	実証実験を行うことにより、技術の有効性の検証、課題の整理等を実施 【22年度】	平成23年度から平成24年度の実証実験の成果に基づき、一般社団法人IPTVフォーラムにおいて、放送連携サービスや配信側のコンテンツ加工技術について、技術仕様を策定・更新し、一般公開している。 【24年度】	技術仕様の標準化を推進 【24年度】
	3 配信側のコンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開			
遠隔教育の環境を整備することにより、高度ICT人材の育成の取組を支援するもの	4 高度ICT人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表	基礎的なシステムを開発し、実証実験等を実施 【21年度】	平成21年度から平成23年度までに総務省が開発した遠隔教育システムを有効活用し、実践的ICT人材を育成する取組の拡大を支援するとともに成果を公開。また、12の産学連携の団体が参画し、本システムで共有する、実践的ICT人材の育成に資する教材等11件を蓄積。 【24年度】	遠隔教育システムの実用化を促進 【24年度】
	5 2大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始			
委託事業を通して得られた成果を普及することにより、ICT活用の促進を図るもの	6 分野ごとの地域のICT利用率(全国市町村のうちICT利用率を実施している市町村の割合)	7.1% 【21年度】	16.7% 【24年度】	倍増 【25年度】
字幕番組等の普及を促進すること	7 対象の放送番組 ^(※) の放送時間に占める字幕放送時間の割合	77% 【20年度】	90% (平成25年9月30日追記) 【24年度】	100% 【29年度】
	8 対象の放送番組 ^(※) の放送時間に占める解説放送時間の割合	1% 【20年度】	5% (平成25年9月30日追記) 【24年度】	10% 【29年度】
ガイドライン等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT活用を促進すること	9 教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン等の作成・公表	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表 【22年度】	ガイドライン2011及びガイドライン2012(平成22年度末及び平成23年度末に作成)も踏まえ、全国20校(小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校)の実証研究等の成果について、教育分野におけるICT活用を推進するためのガイドライン2013を取りまとめ、公表するとともに、全国約180の教育委員会宛て送付するなど、普及に向けた取組を実施 【24年度】	小学校、中学校及び特別支援学校それぞれの学校種(3種)の特性に応じ、児童生徒1人1台の情報端末による教育分野の本格展開に資するガイドライン等を作成・公表 【25年度】

ICTによる地球温暖化対策を推進すること	10	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期(21年度~24年度)標準化活動における勧告等	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映 【23年度】	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 【24年度】	勧告化に向けた標準化活動を実施 【25年度】
	11	ITU-Tの今期研究会期(21年度~24年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数	4件 (単年度) 【21年度】	13件 (単年度) 【24年度】	20件以上 【25年度】
	12	ITS情報通信システムの活用による車両からの二酸化炭素排出量の削減効果に係る実証結果の分析	プローブ情報(自動車の速度・位置情報や走行した経路情報等)の活用によるCO2削減効果の検証のため、プローブ情報の収集システムに関する調査検討を行うとともに、プローブ情報を集約することによる交通渋滞削減効果の調査検討を実施 【22年度】	平成22年度、平成23年度の調査検討の結果を踏まえ、スマートフォン等を活用したプローブ情報収集の高度化等によるCO2排出量削減に関する調査検討を実施。 【24年度】	20%程度削減に向けた課題の抽出 【24年度】
テレワークを推進することにより、多様な人材の社会参加を促進するもの	13	在宅型テレワーカー数	340万人 【21年度】	930万人 【24年度】	700万人 【27年度】
電子署名に関する調査研究の実施及び普及啓発活動の実施による認証制度の安全性・信頼性等の向上を実現すること	14	電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析及び普及啓発の実施	各電子署名等サービスの用途に応じた安全性等の調査の実施及び電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催 【23年度】	インターネット上の環境変化に対応した電子署名制度の在り方に関する調査を行ったほか、電子署名の普及促進に資するセミナーを3回開催。 【24年度】	技術調査と普及啓発活動の適切な実施 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野におけるASP・SaaSを安心、安全に利用できる環境整備について、「社会資本分野におけるデータガバナンスガイド」「地盤情報の二次利用ガイド」「ASP・SaaS・クラウドによる米・米加工品トレーサビリティサービス提供の手引き」「ASP・SaaS事業者間連携ガイド」を公表したことにより、目標を達成することができた。 ・多様な配信経路によるコンテンツの流通の促進については、IPTVの技術標準化について、放送連携サービスその他の技術について実証実験を行ったことにより標準仕様の策定を実現し、目標を達成することができた。 ・遠隔教育の環境整備による、高度ICT人材育成の取組支援については、高度ICT人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表について、成果である遠隔教育システムの概要公開及び希望者への無償提供を行ったこと等により、目標を達成することができた。 ・ICTによる地球温暖化対策の推進については、ITS情報通信システムの活用による、車両からの二酸化炭素排出量の20%程度の削減に向けた課題を抽出し、民間での検討に寄与することで、目標達成に一定程度寄与することができた。 ・電子署名に関する調査研究の実施及び普及啓発活動の実施による認証制度の安全性・信頼性等の向上については、インターネット上の環境変化に対応した電子署名制度の在り方に関する調査の実施及び電子署名の普及促進に資するセミナーを開催したことにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <p>上述のとおり、多様な配信経路によるコンテンツの流通促進や、ITS情報通信システムの活用による地球温暖化対策の推進を行ったこと等により、社会・経済のICT化を推進し、また、ASP・SaaSに関する分野別ガイドラインの整備や、電子署名に関する調査研究を行ったこと等により、安心・安全な利用環境の整備を図り、ICT利活用を促進するなど、基本目標の達成に向けて着実に成果を上げているものと認められるため、基本目標の達成に向けた進展があったと認められる。</p> <p>なお、平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)の指摘を踏まえ、総務省、文部科学省の合同協議会を開催するなど、文部科学省事業と連携・調整し、円滑な事業実施に努めた。加えて、これまでの実証研究の成果を踏まえ、児童用端末やネットワーク環境に必要とされる技術的要件等をガイドラインにとりまとめた。</p> <p>引き続き、基本目標の達成に向け積極的に取り組むこととする。</p>

学識経験者を有する者の知見の活用	<p>○情報通信審議会において、今後のICT利活用政策に係る基本的な考え方、実現に向けた課題及び具体的な重点事項と推進方策について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p> <p>○平成25年8月、東京大学大学院教育学研究科山本清教授から、施策の進捗状況(実績)の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○新たな情報技術戦略 工程表 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/)</p> <p>○情報通信審議会 情報通信政策部会 新事業創出戦略委員会(第8回)(第一次取りまとめ) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/shinjigyo/02tsushin01_03000069.html)</p> <p>○ICT 利活用戦略ワーキンググループ 第一次取りまとめ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000117964.pdf)</p> <p>○グローバル時代におけるICT 政策に関するタスクフォース「地球的課題検討部会」(第5回)(中間取りまとめ) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/27876_2.html)</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他6課室 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 他2課室 総合通信基盤局 電気通信事業部データ通信課 他4課室	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 小笠原 陽一	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	--	--------	----------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 ASP・SaaSとは、ネットワークを通じて情報システム機能を提供するサービス、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデル。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑫)

政策名 ^(※1)	政策12: 放送分野における利用環境の整備	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。また、国として必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	/	3,482,831	3,460,480	3,457,087
		補正予算(b)		661,726	0	0
		繰越し等(c)		-93,686	93,686	
		合計(a+b+c)		0	4,050,871	3,554,166
執行額(千円)	/	4,017,040	/	/		

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図ること	1 完全デジタル放送時代における政策課題に関する調査・分析等の実施	調査・分析等の実施 【23年度】	完全デジタル放送時代における政策課題に関する研究会(放送政策に関する調査研究会等)及び調査研究(諸外国の民間放送制度等に関する調査研究等)を実施し、政策検討に活用。 【24年度】	調査・分析等の成果を政策に反映 【24年度】
我が国の対外情報発信力を強化するため、映像国際放送の充実を図ること	2 各国・地域の衛星放送やケーブルテレビ等を通じて簡易な方法で受信できる世帯数	約1億3,800万世帯 【23年度】	約1億5,972万世帯 【24年度】	1億5,000万世帯 【25年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 放送政策の推進については、国際放送業務に関する調査や諸外国の民間放送制度等に関する調査・分析等を実施し、その結果を活用するとともに、平成24年度中に着手した放送政策に関する調査研究会等における議論と平成24年度中に示された結論等を踏まえ、我が国の対外情報発信力を強化するための国際放送の充実や、放送の完全デジタル化後も基幹メディアとして国民の視聴ニーズを担う放送事業者の経営環境等を踏まえた認定放送持株会社制度の検討、メディアの多様化に対応したNHKにおけるインターネット活用に関する検討等、放送法制の円滑な実施・見直しを行っているところであり、国民生活の利便性等の向上に不断に取り組んでいる。 国際放送の強化については、平成24年度のNHK収支予算、事業計画及び資金計画に付された大臣意見においても視聴地域・視聴者の拡大に努めることに言及されたことを踏まえ、NHKでも視聴可能世帯の拡大に向け着実に受信環境の整備を実施したことにより、早期に目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	(評価区分) A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった
		(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) II 予算の継続
目標期間終了時点の総括		<ul style="list-style-type: none"> 放送政策の推進及び国際放送の強化については調査研究の実施や平成24年度中に立ち上げた放送政策に関する調査研究会等において見直し・検討を行っており、映像国際放送についても視聴可能世帯数が早期に目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けて相当の進展があったものと認められる。 あらゆる年齢層で受容しやすい多様かつ良質な情報を迅速に提供する有用な手段である放送に関し、引き続き、制度の円滑な実施・見直し等を行うことを通じて国民生活の利便性等の向上を図る等、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○「放送政策に関する調査研究会」において、国際放送の在り方に関する議論、認定放送持株会社に関する議論、NHKにおけるインターネット活用に関する議論など、完全デジタル放送時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な見直し等に関して御議論いただいた。なお、いただいた御議論をもととして、平成25年度中に御提言いただく予定としているところ。</p> <p>○平成25年8月、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部田中弥生教授から、目標の達成状況の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○放送政策に関する調査研究会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bc_seisaku/index.html) ○日本放送協会平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000146018.pdf)
---------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他4課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 奈良 俊哉	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	------------------	--------	-----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑬)

政策名(※1)	政策13: 情報通信技術利用環境の整備	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	超高速ブロードバンド利活用基盤の整備の推進や、電気通信事業における公正競争ルールの整備により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進する。また、インターネット上における児童ポルノ等の違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進やネットワークセキュリティの高度化等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	1,303,638	3,566,265	3,724,819	1,850,682
		補正予算(b)	0	1,569,478	3,100,000	0
		繰越し等(c)	-15,461	-2,565,586	-2,207,990	
		合計(a+b+c)	1,288,177	2,570,157	4,616,829	
執行額(千円)	1,144,768	1,226,444				

(注)平成24年度予算は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る補正予算が計上されているため、平成25年度予算額は大幅に減少している。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	新成長戦略	平成22年6月18日	「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用)を実現の目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日	通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。また、ビッグデータ時代のトラヒック増に対応するためのIT インフラ環境を確保する。
	第二次児童ポルノ排除総合対策	平成25年5月28日	2 被害防止対策の推進 (1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備 ③ フィルタリングの普及促進等のための施策 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進 ② 事業者団体によるガイドライン等の運用の支援 ③ 違法・有害情報相談センターの運営の支援 ④ ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
利活用の基盤となるインフラ整備の促進により、超高速ブロードバンドの利活用向上を実現すること	1 超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率	97.3% 【23年度】	利活用の基盤となるインフラ整備の促進のため、「情報通信利用環境整備推進事業」を実施 ・平成25年3月末超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率: 99.4% (平成25年9月30日、暫定値から確定値に修正) 【24年度】	1%程度増加 【24年度】
	2 超高速ブロードバンドサービスの利用率	約45% 【23年度】	利活用向上の実現のため、「情報通信利用環境整備推進事業」及び「公共アプリケーション利活用促進税制措置」等を実施 ・平成25年3月末時点の超高速ブロードバンドサービスの利用率: 48.1% ・平成25年3月末時点の移動系超高速ブロードバンドサービスの利用率: 20.3% (平成23年度4%) (平成25年9月30日、測定指標1「超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率」と小数点以下のけた数を統一) 【24年度】	10%程度増加 【24年度】

電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現するもの	3	電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討 【23年度】	・外部有識者から構成される「競争評価アドバイザーボード」を開催し、調査研究によって得たデータを基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ、公表。 ・電気通信分野における料金算定、電気通信番号政策等に関する調査研究を行い、この成果を検討会等における基礎資料として活用、省令改正等を実施。 【24年度】	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討 【24年度】
迷惑メール対策の強化及びインターネット上の違法・有害情報への適切な対応により、安心・安全なインターネット環境を実現すること	4	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置件数	・行政指導(警告メール) 5,025通 ・報告徴収 50件 ・行政処分(措置命令) 10件 【23年度】	・行政指導(警告メール)約5,500通 ・報告徴収 約50件 ・行政処分(措置命令) 8件 以上のとおり、行政処分等、特定電子メール法に基づく措置を適切に実施。 【24年度】	行政指導等の適切な実施 【24年度】
インターネットのIPv6対応促進により、インターネットとその利用の安定的な発展を確保すること	5	「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」による技術的課題の分析、インターネット上の違法・有害情報に関する相談業務の着実な実施等	相談件数:2,703件 【23年度】	相談件数:4,169件 以上のとおり、相談業務等を適切に実施。 また、インターネット上の違法・有害情報に関する各種ガイドライン及びそれらに基づく対応方法について、関係者に対する啓発・研修業務を実施。 【24年度】	相談業務の適切な実施 【24年度】
インターネットのIPv6対応促進により、インターネットとその利用の安定的な発展を確保すること	6	インターネット関連事業者におけるインターネット接続サービスのIPv6対応状況調査の実施	IPv6サービスの提供状況等調査の適切な実施 【23年度】	IPv6サービスの提供状況等調査を適切に実施。 ・IPv6の商用サービスを提供しているISP(CATVを除く):53.7% 【24年度】	IPv6サービスの提供状況等調査の適切な実施 【24年度】
情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現すること	7	情報セキュリティマネジメントの高度化に係る国際標準化の提案	ITU-T SG17に標準化に資する提案を実施 【23年度】	電気通信事業分野における情報セキュリティマネジメントの高度化に関する調査を行い、勧告ISO/IEC 27017/ITU-T Rec.X.cc-controlの国際標準化に資する提案を実施。 【24年度】	国際標準化の提案の適切な実施 【24年度】
特定無線設備等に係る市場調査やMRA研修会等による基準認証制度の適正・健全な運用を確保すること	8	市場調査を行う機器台数	50台 【23年度】	127台 【24年度】	50台 【24年度】
	9	MRA国際研修会の参加者数	80人 【23年度】	121人 【24年度】	80人 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・超高速ブロードバンドの利活用向上の実現については、利活用の基盤となるインフラ整備の促進のため、「情報通信利用環境整備推進事業」を実施したことにより、平成25年3月末の超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率は約99%(暫定値)(※1)となり、基盤整備率は目標を達成することができた。また、利用率については、「情報通信利用環境整備推進事業」に加え、次に述べる電気通信事業分野における公正競争環境の整備により、民間事業者による多様かつ低廉な超高速ブロードバンドサービスの提供が実現し、一定程度の利活用向上につながった。なお、我が国においては、LTE等の移動系超高速ブロードバンドが急速に普及したため、固定系超高速ブロードバンドの利用率は、45%→48%(※2)の上昇となっているが、移動系超高速ブロードバンドの利用率は、4%→20%(※2)に大きく上昇している。</p> <p>・電気通信事業分野における公正競争環境の整備については、平成24年9月「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ・公表し、我が国の競争状況等について電気通信事業者等関係者と共有するとともに、市場環境の変化に的確に対応し、より正確に市場状況を把握するため、電気通信事業報告規則等の改正を実施。また、電気通信事業分野における料金算定、電気通信番号政策等に関しては、各調査結果を政策検討の際の基礎資料として活用し、省令改正等を実施。こうした公正競争環境整備の各取組により、多数の事業者が参入し、低廉かつ多様なサービスの提供が実現しており、目標を達成することができた。</p> <p>・安心・安全なインターネット環境の実現のうち迷惑メール対策については、行政指導や行政処分などを実施。違法・有害情報対策については、中小プロバイダ、学校関係者、一般利用者等から寄せられた相談に適切に対応するとともに、プロバイダ等関係者に対する啓発・研修業務を実施するなど違法・有害情報の削除等の取組を推進したことにより目標を達成することができ、安心・安全なインターネット環境の実現に寄与した。</p> <p>・インターネットとその利用の安定的な発展の確保については、IPv6サービスへの対応状況調査結果を踏まえ、「IPv6の利用高度化に関する研究会」においてIPv6対応促進の方策を検討し、平成24年7月「第三次報告書プログレスレポート」を取りまとめ、公表。また、当該プログレスレポートに基づき、通信事業者においてIPv6対応に向けた取組を進めた結果IPv6対応が加速化し、目標を達成することができた。</p> <p>・情報セキュリティの向上の実現については、勧告ISO/IEC 27017/ITU-T Rec.X.cc-controlの国際標準化に資する提案を行ったことにより、目標を達成することができた。</p> <p>・基準認証制度の健全な運用の確保については、特定無線設備等の市場調査及びMRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)を実施したことにより目標を達成することができ、基準認証制度の適正・健全な運用を確保することに寄与した。</p> <p>※1 確定値は99.4%(平成25年9月30日追記) ※2 固定系超高速ブロードバンドの利用率は48.1%、移動系超高速ブロードバンドの利用率は20.3%(平成25年9月30日追記)</p>
------------	---------	---

	目標期間終了時点の総括	(評価区分) B 基本目標の達成に向けて進展があった
		(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) I 予算の拡大・拡充
		<p>・我が国のブロードバンドの基盤については、情報通信利用環境整備推進事業等を通じてICTの利活用基盤となるインフラ整備が着実に進んでおり、また、競争評価の実施や制度見直し等公正競争環境の整備を推進したこと等により、多種多様な事業者の参入、低廉かつ多様なサービスの提供が進んでおり、ICT利用者の利便性の向上を促進したと認められる。</p> <p>・また、IPv6サービスの提供状況等の調査結果を踏まえIPv6対応を促進したことにより、IPv6商用サービスを提供するISPが53.7%(平成23年度 37.0%)まで拡大し、インターネットとその利用の安定的な発展に寄与したと認められる。</p> <p>・一方、迷惑メールや違法・有害情報対策については、行政指導等の実施や相談業務等の実施等により安心・安全なインターネットの利用環境の整備を進めているものの、サービスの多様化・複雑化等により新たな相談も発生していることから、これらの状況を踏まえて引き続き適切に取組をすすめていく必要があると認められる。</p> <p>以上のことから、基本目標の達成に向けて進展が認められ、引き続き、基本目標の達成に向け、各施策について積極的に取り組むこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○電気通信市場の動向調査等については、学識経験者で構成された「競争評価アドバイザリーボード」を開催し、調査研究のデータを基に電気通信事業分野における競争状況等について議論して頂き、その結果を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p> <p>○平成25年8月、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部田中弥生教授から、目標の達成状況の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○「電気通信事業分野における競争状況の評価2011」の公表(平成24年9月7日) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000066.html)</p> <p>○IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会「第二次プログレスレポート」の公表(平成25年7月26日) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_13000001.html)</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波環境課 情報通信国際戦略局 宇宙通信政策課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田博史	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	--	--------	--------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑭)

政策名(※1)	政策14: 電波利用料財源電波監視等の実施	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを行っているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。					
政策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	62,186,285	71,825,028	67,900,036	66,596,176
		補正予算(b)	8,696,868	-4,068	5,570,876	0
		繰越し等(c)	8,670,961	8,770,600	-3,062,940	
		合計(a+b+c)	79,554,114	80,591,560	70,407,972	
執行額(千円)	68,273,963	74,028,438				

(注)平成24年度に終了した研究開発課題等が多かったこと等のため、平成25年度予算額は減少している。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	日本再興戦略 -JAPAN is BACK-	平成25年6月14日	圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。(P44)

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値)(※3) 【年度】
電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持を図ること	1 重要無線通信妨害への措置率	100% (申告数:501件 措置数:501件) 【23年度】	100% (申告数:532件 措置数:532件) 【24年度】	100% 【24年度】
電波が人体等に与える影響を科学的に検証することにより、安心して安全に電波を利用できる環境を整備するもの	2 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	100% 【24年度】	80% 【24年度】
電波の能率的かつ安全な利用の確保に関する説明会等を実施することにより、リテラシーの向上を図るもの	3 電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会・周知啓発活動の開催回数	22回 【23年度】	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上、全国で21回開催した 【24年度】	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で21回以上開催 【24年度】
無線局監理事務の迅速化・効率化により、電波の利用者への行政サービスの向上を図ること	4 総合無線局監理システムで監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く。)	99% 【23年度】	99% 【24年度】	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保(システム稼働率) 【24年度】
	5 電子申請率(無線局免許申請及び無線局再免許申請の合計値)	57.0% 【23年度】	67.6% 【24年度】	65% 【24年度】 70% 【25年度】
周波数の効率利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応すること	6 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	100% 【24年度】	80% 【24年度】
周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消又は軽減により、電波の有効利用を促進するもの	7 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	100% 【24年度】	80% 【24年度】
条件不利地域等における電波の有効利用を促進することにより、電波の適正な利用を確保するもの	8 携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)	7.1万人 【22年度】	3.2万人(速報値) 【24年度】	6.0万人 【24年度】
	9 地上デジタル放送の難視対策世帯数	16.1万世帯 【23年度】	8.0万世帯 【24年度】	0世帯(難視解消後の世帯数) 【26年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・電波監視業務の実施については、電波監視施設の有効活用、重要無線通信（消防、救急、警察、航空機など人命に関わる無線通信）の免許人との連携強化などを図り、重要無線通信妨害の迅速な措置に取り組み、目標を達成することができた。 ・電波の安全性に関する調査等については、電波が人体等に与える影響を科学的に検証するため、疫学調査、動物実験、細胞実験、評価技術の開発等を行った。研究成果に対する外部専門家による評価結果は、全ての研究において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定されており、目標を達成することができた。 ・周波数使用等に関するリテラシーの向上については、電波の安全性に関する説明会を全国で21回開催し、目標を達成することができた。 ・総合無線局監視システムの構築と運用については、適切な運用管理等により高いシステム稼働率を達成した。電子申請率については、ユーザーズを反映したシステム改善等により、申請件数が増加した結果、目標を達成した。 ・電波資源拡大のための研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務については、外部専門家による評価の結果、平成24年度の全ての終了案件について、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定されており、目標を達成することができた。 ・無線システム普及支援事業・遮へいについては、携帯電話の不感地域を縮小するために事業を実施したことにより、目標を達成することができた。 ・地上デジタル放送の難視対策については、26年度の目標達成に向けて難視対策世帯数の減少は順調に推移している。
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <p>上述のとおり、電波監視業務の実施、電波資源拡大のための研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務等の施策について、施策目標の達成に向けて着実な成果を上げるなど、電波の適正な利用の確保のために電波利用共益事務は確実に実施されており、本政策は効果を上げていることから、基本目標の達成に向けて相当の進展があったものと認められる。</p> <p>また、平成24年度行政事業レビュー（公開プロセス）の結果を踏まえ、携帯電話等エリア整備事業については、今年度中に補助事業の在り方（終期目標等）について検討し、一定の結論を出す予定である。地上デジタル放送への完全移行に向けた事業については、引き続き、事業の効率的な実施体制の確保等や、地デジ化のわかりやすい周知・アピールの実施、事業状況のホームページへの公開等を実施。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○総務副大臣及び総務大臣政務官が主催する「電波利用料の見直しに関する検討会」（平成25年3月4日開催～）において電波利用料制度の在り方について御議論いただいている。</p> <p>「電波利用料の見直しに関する検討会」構成員</p> <p>飯塚 留美 一般財団法人マルチメディア振興センター 電波利用調査部 主席研究員</p> <p>北 俊一 株式会社野村総合研究所 上席コンサルタント</p> <p>関根 かをり 明治大学 理工学部 教授</p> <p>高田 潤一 東京工業大学大学院 理工学研究科 教授</p> <p>多賀谷 一照 獨協大学 法学部 教授</p> <p>土井 美和子 株式会社東芝 研究開発センター 首席技監</p> <p>林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授</p> <p>森川 博之 東京大学 先端科学技術研究センター 教授</p> <p>柳川 範之 東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授</p> <p>湧口 清隆 相模女子大学 人間社会学部 教授</p> <p>吉川 尚宏 A.T.カーニー株式会社 パートナー</p> <p>○平成25年8月、明治大学経営学部公共経営学科菊地端夫准教授から、実績（値）の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○電波利用料の見直しに関する検討会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_minaoshi/index.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	-------------------------------	--------	---	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準（値）又は実績（値）を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標（値）がある場合には、目標（値）欄を2段に分割し、上段に直近の目標（値）及び目標年度を、下段に最終的な目標（値）及び目標年度を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑮)

政策名 ^(※1)	政策15:ICT分野における国際戦略の推進	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	3,955,984	2,880,489	2,868,287	2,281,982
		補正予算(b)	0	-33,660	-2,702	0
		繰越し等(c)	997,876	0	0	
		合計(a+b+c)	4,953,860	2,846,829	2,865,585	
執行額(千円)	4,705,443	2,741,261				

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関係する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	新成長戦略	平成22年6月18日	第3章 強みを活かす成長分野(3)アジア経済戦略 成長を支えるプラットフォーム(5)科学・技術・情報通信立国戦略
	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日	Ⅱ. 3つの柱と目標 3. 新市場の創出と国際展開
	新たな情報通信技術戦略 工程表	平成22年6月22日 (平成24年7月4日改訂)	3. 新市場の創出と国際展開 (1)環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現 (5)オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進
	日本再生の基本戦略	平成23年12月24日	4.新成長戦略の実行加速と強化・再設計 (1)更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓) (3)世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献すること	1 二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	7回 【23年度】	我が国の知見を活かした「ITU-D/ITU-T合同e-healthワークショップ(総務省・ITU共催)」や、災害時や復興の過程においてICTが果たす役割等を広く世界に発信する「ICTと防災シンポジウム(総務省・世界銀行共催)」等、計43回実施。 【24年度】	APEC電気通信・情報通信大臣会合などの国際会議への参画及び日印閣僚級会合などの2国間での意見交換の実施(10回程度) 【24年度】
	2 ICT分野に関する協力強化について合意した途上国数	7カ国 【23年度】	21カ国 【24年度】	10カ国以上 【24年度】
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献すること	3 海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況	・4回程度(セミナー等) ・3回程度(ミッション団) 【23年度】	・5回(セミナー等) ・3回(ミッション団) 【24年度】	・4回程度(セミナー等) ・4回程度(ミッション団) 【24年度】
	4 ICT海外展開の推進の実施状況	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進 【21年度】	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進のため、相手国においてモデルシステムの構築・運営を6件実施したほか、海外要人招聘、関連調査等といった海外普及支援活動を実施。 【24年度】	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、モデルシステムの構築・運営を実施することにより、国際展開を推進 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進については、国際会議への参画や意見交換の実施、途上国との協力関係の構築及び人材育成セミナー等を実施したことにより、目標を達成することができた。 ・ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣及び相手国においてモデルシステムの構築・運営を実施したことにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続</p> <p>二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、例えばインターネットエコノミーに関する日米の政策合意(平成24年10月20日)やICT分野における日欧の政策合意(平成24年11月14日)等、ICT先進国である米国や欧州等を始めとした各国との間で、ICT分野における連携を強化するとともに、成長著しいASEAN諸国、南米諸国、南部アフリカ諸国等のICT分野に関する途上国との協力を推進する枠組みへの合意等により協力関係を構築した。また、国際的なデジタルディバイドの解消に資するICT分野に関する人材育成セミナー等の開催や国際機関等への貢献等を着実に実施していることから、国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。これらの取組については、今後も引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための協調及び貢献に取り組んでいく必要があるが、その実施に当たっては、我が国の成長分野であるICT産業の海外展開が喫緊の課題となっていることも踏まえ、戦略的に取り組む必要がある。</p> <p>また、政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえた相手国におけるモデルシステムの構築・運営の戦略的な実施や海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団の派遣等は、我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。引き続き更なる成果を上げるべく、今後もこれらの施策を積極的に展開していく必要がある。</p> <p>以上より、基本目標の達成に向けて相当の進展があった。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○情報通信審議会 情報通信政策部会 基本戦略ボード(平成24年7月)</p> <p>国際動向や我が国の置かれている現状等を踏まえ、新たなICT総合戦略の策定に向けた議論が平成23年11月から開始され、『「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」答申～Active Japan ICT戦略～』(平成24年7月25日)において、グローバルな動向、我が国を取り巻く状況、ICTのトレンド等を踏まえて、崖っぷち日本からの脱出のために、人と情報が集積し、イノベーションが作り出される環境の整備を行うことが重要であり、これらを実現する新しいICT総合的展開方策を推進することにより、2020年に「情報資源を利活用した国際競争力あるアクティブな日本(Active Japan ICT)」の実現を目指すことが重要であると結論付けた。</p> <p>○ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会(平成24年7月)</p> <p>我が国の成長を牽引するICTを活用した新たな街づくりの在り方、その実現に向けた推進方策やグローバル展開方策について平成23年12月から議論が行われ、2015年頃までに「ICTスマートタウン」の先行モデルを実現し、2020年頃に向けて、その国内外への展開を積極的に図るため、2012年度から早急に取り組むべき総合展開方策として、「ICTスマートタウン」の実現に向けたロードマップの策定等について提言した。上記提言等を本評価書の策定に当たって参考とした。</p> <p>○平成25年8月、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部田中弥生教授から、政策の概要等の考え方について御意見を伺った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf)</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日)(http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf)</p> <p>○新たな情報通信技術戦略 工程表(平成24年7月4日改訂)(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704_siryou1.pdf)</p> <p>○日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～(平成24年7月31日)(http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf)</p> <p>○「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」(平成23年2月10日付け諮問第17号)答申～Active Japan ICT戦略～(平成24年7月25日)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000169616.pdf)</p> <p>○ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会 報告書～「ICTスマートタウン」の実現に向けて～(平成24年7月4日)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000166764.pdf)</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 巻口 英司	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	----------------------	--------	------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑯)

政策名(※1)	政策16:郵政行政の推進(郵政民営化の円滑な推進)	分野	郵政行政			
政策の概要	郵政民営化を円滑に推進するために必要な制度整備を図るとともに、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務(命令、報告等)を行う。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合(UPU)等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU大会議(4年に1度開催)、アジア＝太平洋郵便連合(APPU)大会議(4年に1度開催)においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどして、相互の理解を深める。					
基本目標 【達成すべき目標】	郵政民営化に必要な制度整備を確実にを行うことにより、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できることを確保するほか、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	413,549	413,116	421,320	358,994
		補正予算(b)	0	-42	61,187	0
		繰越し等(c)	0	0	-59,929	
		合計(a+b+c)	413,549	413,074	422,578	
執行額(千円)		339,360	315,985			

(注)平成24年度は、4年に1度開催される万国郵便大会議への対応に必要な経費を追加で計上していたため、平成25年度予算額が大幅に減少している。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 平成25年3月14日 (参議院総務委員会) 平成25年3月19日	郵政事業は、明治四年以来、地域に根ざし、ユニバーサルサービスを日本の隅々まで提供し、国民の安心を守ってまいりました。新たな業務の実施など、国民の皆様に郵政民営化の成果を実感していただくと共に、日本郵政の株式売却を通じて復興財源として国家財政に寄与できるよう努めてまいります。あわせて、郵便インフラシステムの海外展開の支援にも、新たに取組んでまいります。

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律成立に伴う政省令の制定など、郵政民営化に必要な制度整備を確実にを行うほか、日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図るもの	1 郵政民営化に必要な制度整備の確実な実施	継続審議となっていた政府提出の郵政改革関連法案は平成24年3月30日の衆議院本会議において撤回了承され、同日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」(衆法第6号)が衆議院へ提出 【23年度】	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年6月27日法律第42号)成立 【24年度】	制度整備の確実な実施 【24年度】
	2 日本郵政グループの健全な業務運営等	約24,000局(郵便局数) 【23年度】	約24,000局(郵便局数) 【24年度】	郵便局ネットワーク水準の維持 【24年度】
		約18万本(郵便差出箱数) 【19年度】	約18万本(郵便差出箱数) 【24年度】	郵便サービス水準の維持 【24年度】
	98.6%(送達日数達成率) 【23年度】	98.6%(送達日数達成率) 【24年度】	97%以上 【24年度】	
信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図るもの	3 信書便事業への新規参入	374者 【23年度】	397者 【24年度】	信書便事業者数の増 【24年度】
万国郵便連合(UPU)における環境対策の強化や条約の法的安定性を確保することにより、利用者利便の向上を図るもの	4 UPU活動への人的貢献(職員の派遣数)	2名 【23年度】	2名 【24年度】	前年度実績値の維持 【24年度】
	5 UPU活動への財政的貢献(分担金)	2,202千スイスフラン(187百万円) 【23年度】	2,164千スイスフラン(195百万円) ※最高分担等級 【24年度】	前年度実績値の維持 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政グループの健全な業務運営等の確保については、日本郵政株式会社等の事業計画の認可や同社等に対する報告徴求等を通じて、同社等の健全な経営の確保等に努め、収益が改善されるとともに目標を達成することができた。 ・信書便事業への参入については、説明会や申請相談を通じて全国各地域で特定信書便事業者の増加に努め、目標を達成することができた。 ・UPU活動については、UPUに対し、分担金の拠出を行い加盟国の義務を果たすとともに、職員の派遣も引き続き行い、UPUにおける我が国のプレゼンス向上に努めるなど、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が平成24年6月に成立し、郵政民営化に必要な制度整備を確実に行うことができた。 ・信書便事業について、周知・広報活動等の推進により、事業者数が増加した。 ・日本郵政株式会社等が提供するサービスについて前年度の水準を維持させることができた。今後は郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵政民営化を着実に実施し、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政株式会社等に対する認可・報告徴求等の監督業務を通じて、同社等の健全な経営、業務運営、事業展開の確保に努める。 ・信書便事業については、今後も市場の拡大が見込まれることから、参入事業者の更なる増加に向けて引き続き周知広報活動等に努める。 ・UPUへの人的・財政的貢献を引き続き行うとともに、UPU等の各種会議に積極的に参画し、我が国の利用者利便に資する政策の推進に努める。 ・グローバルレベルでの郵便業務の向上を図るため、郵便インフラシステムの海外展開の支援にも、新たに取り組む。 ・このように、基本目標の達成に向けた効果的な取組が行われ相当な進展があったと認められる。引き続き、基本目標の達成に向け積極的に取り組むこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	○平成25年8月、東京大学大学院教育学研究科山本清教授から、政策と予算の関係の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○郵政改革(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youseikaikaku/index.html) ○第176 国会提出の郵政改革関連法案及び第180回国会提出の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案の審議状況(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm) ○日本郵政株式会社等の平成24 事業年度事業計画の認可等(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu13_02000009.html) ○信書便事業者一覧(http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)
---------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課 他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 椿 泰文	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	------------------------	--------	-------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑰)

政策名(※1)	政策17:一般戦災死没者追悼等の事業の推進	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること					
基本目標 【達成すべき目標】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦を継承すること等の推進					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	713,128	894,940	756,893	678,822
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	713,128	894,940	756,893	
執行額(千円)	540,499	829,303				

政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
一般戦災死没者の追悼に資 するため、一般戦災につい て次の世代に伝えていくこと	1 戦災に関する展示会の来場者数	1,117名 【19~23年度平均】	3,117名 【24年度】	1,200名 【24年度】 過去5年間(平成19年度~ 23年度)の平均値1,117名を 基準として設定
兵士、戦後強制抑留者及び 引揚者の労苦を継承するこ と	2 平和祈念資料の展示会等の来 場者数	59,363名 【23年度】	54,132名 【24年度】	50,000名 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>一般戦災死没者の追悼については、測定指標である戦災に関する展示会について、適正な広報を実施したことのほか、開催地を舞台とした戦災を取り上げた映画の公開により戦災に関する興味・関心が高まっていた時期に展示会を開催した結果、目標を達成することができた。</p> <p>また、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦については、測定指標である平和祈念資料の展示会等について、広報予算の半減等もあり平成23年度を下回ったが、常設展示及び館内特別企画展の充実の他、集客が見込める夏休み期間中にアニメ映画の上映会、ワークショップ等の家族参加型普及交流イベントを長期間で実施したことにより、目標を達成することができた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分)</p> <p>A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続</p> <p>先の大戦において空襲等の犠牲となった方々に対し追悼の意を表す事業を継続し、一般戦災について次の世代に伝えていくという目標については、「戦災に関する展示会」を通して、来場者に戦災の事実を伝えたことにより、一定の効果が得られた。</p> <p>今後も、展示会の実施等を通じて、一般戦災死没者の追悼を行っていくことが必要である。</p> <p>また、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦継承を推進していくという目標については、戦争を知らない多くの世代にも展示会等へ来場していただき、常設展示の他、特別企画展や普及交流イベントに多くの人が参加していただくことで一定の効果は得られた。</p> <p>以上、施策目標は達成していること、また、一般戦災死没者遺族代表に、政府主催の全国戦没者追悼式へ参列いただき、追悼に資するなど、施策目標に現れない政策についても推進したことから、「基本目標の達成に向けて相当の進展があった」と評価した。</p> <p>なお、広報予算が大幅に削減となり、今後は、来場者が減少していくことが考えられるが、実物資料をより有効活用するなどメリハリのある効果的な展示会の実施や、平和祈念展示資料館の運営等を行っていくことが必要である。</p>

学識経験を有する者の知見 の活用	<p>平和祈念資料の展示会等を開催するに当たり、実施内容の適切性を確保し、効果的・効率的な運営を行うための有識者会議(平和祈念事業アドバイザーボード)を開催し、当該事業内容について、点検や助言を受け、事業内容を逐次改善。</p> <p>平成25年2月開催時には、収蔵庫にある実物資料の有効活用について御意見をいただいたことから、施策目標を踏まえた常設展の展示物の入替え等を実施する予定。</p> <p>なお、平成25年8月、岩手県立大学総合政策学部西出准教授から、平和祈念資料の展示会の来場者数が前年度に比べ減少している理由の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
---------------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	-
-------------------------------	---

担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加瀬 徳幸	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	------------	--------	----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-10)

政策名(※1)	政策18: 恩給行政の推進	分野	国民生活と安心・安全		
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。				
基本目標 【達成すべき目標】	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。				
政策の予算額・執行額等 (注)	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	678,344,418 (2,188,416)	611,853,598 (1,898,604)	543,725,205 (1,750,507)	480,183,302 (1,486,605)
	補正予算(b)	0 (0)	-489 (-489)	-191,613 (-191,613)	0 (0)
	繰越し等(c)	690,363 (0)	215,604 (0)	485,366 (0)	
	合計(a+b+c)	679,034,781 (2,188,416)	612,068,713 (1,898,115)	544,018,958 (1,558,894)	
執行額(千円)	675,411,043 (1,975,503)	608,634,866 (1,755,736)			

(注) ()内に恩給支給事務費(内数)を記載した。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	1 年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数)	0.55か月分 (19~23年度の平均値) 【19~23年度】	0.37か月分 【24年度】	0.5か月分未満 【24年度】
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	2 恩給相談電話混雑率	21.8% (19~23年度の平均値) 【19~23年度】	16.3% 【24年度】	20%以下 【24年度】
	3 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度	97.2% (20~23年度の平均値) 【20~23年度】	99.1% (全来訪者を対象とした 記入式アンケートにより計測) 【24年度】	97.2%以上 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・恩給請求については、扶助料請求審査と失権時給与金請求審査の一元化、決裁添付書類の簡素化、決裁ルート合理化等により、請求処理に係る要員の合理化と手続の迅速化を図った結果、年度末における請求未処理案件比率が0.37か月分となり、目標を達成することができた。 ・相談対応については、電話相談が集中する時間帯における恩給相談担当職員(再任用短時間勤務職員)の重点配置、全受給者あての通知文の分散発送等の工夫により、恩給電話相談混雑率は16.3%となり、目標を達成することができた。また、恩給相談者に対する的確な相談対応等に努めることにより、恩給相談者の満足度・納得度は99.1%となり、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>(評価区分) A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) II 予算の継続</p> <p>恩給請求の迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者等に対するサービスの向上に関する3つの指標全てについて目標を達成できており、全体として目標達成に向けた着実な取組がなされていることから、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと評価した。今後も引き続き、恩給受給者等に対するサービスの一層の向上に努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>本評価書について、退職手当・恩給審査会恩給分科会会長であり、弁護士である小西輝子法律事務所所長の小西輝子先生に御覧いただいたところ、受給者の一層の高齢化が進む中、対応の迅速さを図ることは大変重要であり、今後も目標の達成に努力することが望まれるとの御意見をいただいた。(平成25年6月20日)</p> <p>平成25年8月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科北大路信郷教授から、目標の達成状況の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	恩給統計(平成24年3月末現在)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000093135.pdf)
---------------------------	---

担当部局課室名	人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課	作成責任者名	人事・恩給局恩給企画課長 吉牟田 剛	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	-------------------------	--------	--------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑱)

政策名 ^(※1)	政策19: 公的統計の体系的な整備・提供	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	・平成21年4月に全面施行された統計法(平成19年法律第53号)の適切な運用及び平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することで、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計調査の量的・質的内容の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	82,844,750	26,941,049	23,887,861	25,424,051
		補正予算(b)	0	-54,309	-638,773	0
		繰越し等(c)	-4,033	4,033	0	
		合計(a+b+c)	82,840,717	26,890,773	23,249,088	
執行額(千円)		81,440,440	26,103,545			

(注) 平成22年度は国勢調査実施年度のため他年度より額が大きい。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
統計を、国民全体が広く活用できるよう体系的・効率的に整備し、より一層国民に有効に活用されるものにする	1 平成24年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供を実施する統計調査	29調査 【23年度】	30調査 【24年度】	30調査以上 【24年度】
	2 平成24年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数	43件 【23年度】	51件 【24年度】	50件以上 【24年度】
	3 事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率	92.2% 【23年度】	88.3% 【24年度】	93%以上 【24年度】
	4 事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率	84.9% 【23年度】	95.4% 【24年度】	85%以上 【24年度】
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	5 経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施し、平成23年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表しているか	100% 【23年度】	100% 【24年度】	100% 【24年度】
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	6 統計局所管統計調査について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数	512件程度 【23年度】	786件 【24年度】	年間520件以上 【24年度】
	7 統計局所管統計調査結果について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数	369件程度 【23年度】	409件 【24年度】	年間370件以上 【24年度】
	8 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数	5,122万件 【23年度】 (うちクローラからのアクセス件数を除いた件数1,543万件)	3,944万件 【24年度】 (うちクローラからのアクセス件数を除いた件数1,844万件)	年間5,000万件以上 【24年度】
	9 統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数	7,499万件 【23年度】	12,739万件 【24年度】	年間7,500万件以上 【24年度】
10 総合統計書が刊行冊数及び予定のとおり刊行がなされているか	年刊: 5冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(8月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) 月刊: 1冊 ・PSI(ポケット統計情報)月報(毎月下旬) 【23年度】	年刊: 5冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(9月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) 【24年度】	年刊: 5冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(8月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) 【24年度】	

	<p>目標の達成状況</p>	<p>・統計の体系的・効率的整備に係る施策目標については、4つの測定指標のうち、3つは目標を達成しており、オーダーメイド集計又は匿名データの提供を実施する統計調査の件数及び提供の申出を受けた件数が着実に増加していること等から、統計の有効活用の促進の観点からは一定程度目標を達成することができた。</p> <p>なお、事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率が、目標値を下回ったことについては、一部の省において、統計調査を実施するに当たり、調査対象名簿の作成が遅れるなどの理由から、スケジュールに余裕がなく、重複是正措置に必要な時間を設けることができなかった調査があったことが原因である。当該省に対しては、今後の改善について指導している。</p> <p>・統計の確実な作成については、所管統計調査を遅滞なく予定通りの時期に公表することができたことにより、目標を達成することができた。</p> <p>・統計情報の的確な提供については、統計局所管統計調査の主要5紙及び各府省の年次報告書(白書)への掲載件数について、統計調査の実施や結果の公表等を行うにあたり、その内容をわかりやすく伝える取組を行うことにより、目標値を大幅に上回ることができた。「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数について、クローラからのアクセス(検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス)が減少したことなどにより目標値を下回ったが、クローラからのアクセス件数を除いた本来の統計情報利用者からのアクセスは前年度の1,543万件から1,844万件と19.5%増加している。統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数は、DDos攻撃(複数のコンピュータからインターネット上のサーバに対し大量にアクセスし、サーバの機能を停止又は低下させてしまう攻撃のこと)によるアクセスが、8月、9月に大幅に増えたことにより、総アクセス件数が大幅に増加した。その影響を除くため、8月、9月を除いた月平均を用いて年間アクセス件数を試算したところ、7,860万件となっており、仮にDDos攻撃がなかったとしても、目標値を上回ったものと考えられる。総合統計書の刊行について、1冊を除き(10日程度の遅れ)予定通り刊行できたため、目標をおおむね達成できた。</p>
<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>(評価区分)</p> <p>B 基本目標の達成に向けて進展があった</p> <p>(平成26年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続</p> <p>統計の体系的・効率的整備に係る施策目標については、一定程度目標を達成し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することができたと考えており、今後も当該目標に向けた取組を進めるべきと考える。</p> <p>なお、事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置に係る課題については、各府省における統計調査のスケジュール管理が重要となるが、それぞれの調査ごとにスケジュール等が異なるため、統計調査の審査を担当する政策統括官(統計基準担当)としては、事業所・企業を対象とする調査を実施する府省に対し、重複是正措置のスケジュールの審査を徹底するとともに、定期的に確認・連絡を行う必要がある。</p> <p>一方、オーダーメイド集計及び匿名データの提供については、その実績が着実に増加しているが、現在、政府において保有データの有効活用の取組が鋭意進められていることに鑑み、更なる国民の利活用拡大に向け、引き続き利用者ニーズの把握や諸外国の先進事例に関する情報収集を積極的に行うこととする。</p> <p>統計の確実な作成及び統計情報の的確な提供については、所管統計調査を遅滞なく予定通りの時期に公表することができたこと、統計局所管統計調査についての主要5紙及び各府省の年次報告書(白書)の掲載件数、「統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数などが目標値を上回ったことなどにより、おおむね目標を達成するなど、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するための着実な取組がなされていると認められる。</p> <p>今後、引き続き、所管統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供するための方策に取り組む必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、施策目標はおおむね達成している。しかし、10測定指標中、3測定指標が目標値を僅かに下回ったため、今回の評価区分については「B:基本目標の達成に向けて進展があった」とした。</p> <p>なお、施策目標に掲げていないが、全国物価統計を小売物価統計に統合することで、統計の体系的整備を大きく進め、基本目標の達成に資する大きな実績をあげた。</p> <p>また、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数及び「統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数」については、クローラからのアクセスが含まれており、より適切に施策目標の達成状況を図る指標として、平成25年度からの目標値は、本来の統計情報利用者からのアクセス件数として、クローラからのアクセスを除き設定することとした。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成25年8月、岩手県立大学総合政策学部西出准教授から、評価区分の妥当性等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成24年度統計法施行状況報告書(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000021.html)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>統計局総務課 政策統括官(統計基準担当)付統計 企画管理官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>統計局総務課長 佐伯 修司 政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官 横山 均</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年8月</p>
----------------	---	---------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-20)

政策名(※1)	政策20: 消防防災体制の充実強化	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。					
政策の予算額・執行額等	区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	10,715,141	11,100,560	25,005,307	13,257,329
		補正予算(b)	1,001,283	87,562,135	17,530,582	
		繰越し等(c)	29,662,842	-54,461,030	26,683,233	
		合計(a+b+c)	41,379,266	44,201,665	69,219,122	
執行額(千円)	34,270,595	22,838,708				

(注)平成24年度当初予算及び平成25年度当初予算には、東日本大震災復興特別会計が計上されており、平成25年度は当会計の予算が減額している。さらに、平成24年度補正予算は、消防救急デジタル無線の整備等によるものである。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第百八十三回国会(常会) 総務委員会における総務大臣所信	平成25年3月19日	【Ⅱ 命をまもる】 消防行政については、今後の大規模地震等に備え、国民の命を守る消防防災体制の強化を図ることが喫緊の課題となっております。このため、災害情報の確実かつ迅速な伝達のための通信基盤や消防防災施設の整備、消防団の入団促進や安全対策の推進、緊急消防援助隊の即応体制の強化を推進してまいります。また、コンビナート・原子力消防防災体制の強化に取り組んでまいります。 さらに、長崎市で発生したグループホーム火災を踏まえ、二度とこうした事故が起きないように、防火対策について検討してまいります。
	第百八十三回国会における 安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成25年2月28日	四 世界一安全・安心な国 命を守るための「国土強靱(じん)化」が、焦眉(び)の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

施策目標	測定指標	基準(値) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値)(※2) 【年度】
緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	1 消防団員数	879,978人 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	874,193人 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	消防団員数の増加(対前年度増) 【24年度】
	2 うち女性消防団員数	19,577人 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	20,109人 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	うち女性消防団員数(20,000人) 【24年度】
	3 うち学生消防団員数	2,056人 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	2,335人 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	うち学生消防団員数(2,300人) 【24年度】
	4 自主防災組織の組織活動力パー率	75.8% (平成23年4月1日現在) 【23年度】	77.4% (平成24年4月1日) 【24年度】	78% 【24年度】
	5 消防団協力事業所表示制度導入市町村数	868市町村 (平成23年4月1日現在) 【23年度】	926市町村 (平成24年4月1日現在) 【24年度】	1,000市町村 【24年度】
	6 防災拠点となる公共施設等の耐震率	75.7% (平成23年3月31日現在) 【23年度】	79.3% (平成24年3月31日現在) 【24年度】	耐震率の向上(対前年度増) 【24年度】
				85% 【25年度】
7 消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	平成23年12月1日現在、全国797消防本部のうち、平成24年度末までに21ブロック(68消防本部1村)、また平成25年度以降では11ブロック(65消防本部13村)が広域化する可能性がある。 【23年度】	全国の消防本部数 784本部 小規模消防本部数 472本部 (平成25年3月31日現在) 【24年度】 ※ここでいう「小規模消防本部」とは、管轄人口10万未満の消防本部のことである。	広域化を検討している市町村を対象とした自主的な消防の広域化の推進支援による小規模消防本部の減少 【24年度】	

	8	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)	住宅火災による死者数1,022人 (平成22年中) 【23年度】	住宅火災による死者数1,016人 (平成24年中) 【24年度】	住宅火災による死者数 1,000人以下 【24年度】 平成17年の1,220人からの半減 【27年度】	
	9	住宅用火災警報器の設置率	71.1% (平成23年6月推計設置率) 【23年度】	77.5% (平成24年6月推計設置率) 【24年度】	推計設置率の向上(対前年度比) 【24年度】	
	10	防火対象物定期点検の実施率の向上	58.1% (平成23年3月31日現在) 【22年度】	59.0% (平成24年3月31日現在) 【24年度】	70% 【24年度】	
	11	特定違反對象物数の改善	229件 (平成23年3月31日現在) 【22年度】	224件 (平成24年3月31日現在) 【24年度】	特定違反對象物数の減少 (対前年度減) 【24年度】	
	12	危険物施設における事故件数	561件 (過去5年間ににおける年間平均事故件数) 【23年度】	555件 (過去5年間ににおける年間平均事故件数) 【24年度】	年間平均事故件数の低減 (対前年減) 【24年度】	
	13	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数	219件 (過去5年間ににおける年間平均事故件数) 【23年度】	215件 (過去5年間ににおける年間平均事故件数) 【24年度】	年間平均事故件数の低減 (対前年減) 【24年度】	
	14	緊急消防援助隊の登録隊数	4,354隊 (平成23年4月1日時点) 【23年度】	4,429隊 (平成24年4月1日時点) 【24年度】	対前年度増 【24年度】 おおむね4,500隊 【25年度】	
	15	平成21年度からの補助金による緊急消防援助隊の車両及び航空機等の整備	826件 【23年度】	987件 【24年度】	車両及び航空機等の整備 【24年度】	
	16	消防救急無線のデジタル化着手済団体数	91消防本部 (平成24年3月31日現在) 【23年度】	313消防本部 (平成25年3月31日現在) 【24年度】	100消防本部 【24年度】	
	17	市町村防災行政無線(同報系)の整備率	76.4% (平成24年3月31日現在) 【23年度】	76.6% (平成25年3月31日現在) 【24年度】	整備率の向上 【24年度】	
	18	全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率	65.8% (平成23年6月1日現在) 【23年度】	74.6% (平成25年1月15日現在) 【24年度】	整備率の向上 【24年度】	
	救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ること	19	国際消防救助隊登録隊員に対する教育訓練を行った国際消防救助隊登録消防本部数	「国際消防救助隊の実戦的訓練」を実施(全国3会場) 599人の隊員の内33%に当たる198人が訓練に参加 【23年度】	「実戦的訓練」を実施(全国4会場) 599人の隊員の内64%に当たる386人が訓練に参加(平成23年度と合わせて) 【24年度】	国際消防救助隊の訓練・教育等の実施(全国3会場) 599人の隊員の内60%以上の隊員が訓練に参加(平成23年度と合わせて) 【24年度】 全ての隊員が訓練に参加 【25年度】
		20	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4% (平成22年中) 【23年度】	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4% (平成23年中) 【24年度】	救急搬送における救命率の向上 【24年度】
		21	受入医療機関の選定困難事案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案3.8% 小児傷病者搬送事案3.2% 救命救急センター等搬送事案3.8% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.8% 産科・周産期傷病者搬送事案6.9% 小児傷病者搬送事案割合2.5% 救命救急センター等搬送事案5.0% (平成22年中) 【23年度】	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案3.7% 小児傷病者搬送事案3.1% 救命救急センター等搬送事案4.0% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.9% 産科・周産期傷病者搬送事案6.8% 小児傷病者搬送事案割合2.7% 救命救急センター等搬送事案5.2% (平成23年中) 【24年度】	受入医療機関の選定困難事案の割合の低下 【24年度】
		22	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	心肺停止傷病者への応急手当実施率 42.7% (平成22年中) 【23年度】	心肺停止傷病者への応急手当実施率 43.0% (平成23年中) 【24年度】	実施率の向上 【24年度】

<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員数は、消防常備化進展(昭和30～40年代)や大学進学率の上昇、就業構造の変化及び少子化に加えコミュニティ意識の希薄化等により長期的減少している一方で、女性や学生の団員については入団促進の取組や活動環境の整備等により目標を達成した。 ・消防団協力事業所表示制度導入市町村数は、制度創設から5年経過したこともあり、導入数は増加しつつも、その伸びが鈍化しており、目標には届かなかった。 ・自主防災組織の組織活動カバー率については、自主防災組織活動の指針である「自主防災組織の手引」や活動事例集の作成・配布、自主防災組織連絡協議会の結成促進に向けた出前講座等を行っており、自主防災組織の普及啓発に努めてきたことにより、おおむね目標を達成できた。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震率については、従来から地方債と地方交付税による地方財政措置を講じており、年々着実に改善がなされている。 ・「消防の広域化の推進」について、アドバイザーの派遣やセミナーの開催等により、10件の消防の広域化が実現され、施策の目標の達成に一定の寄与ができた(消防本部数△13、小規模消防本部数△10)。 ・防火対象物定期点検実施率及び特定違対象物数の改善については、定期点検制度の周知や違反是正支援アドバイザー制度を活用した各消防本部に対する違反処理の進め方等のアドバイスの実施などにより、それぞれ実施率の向上、違対象物数の改善を図ったことで、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 ・危険物施設における事故を防止するため、「危険物事故防止アクションプラン」を定めるとともに、全国で危険物事故防止ブロック会議を開催し、都道府県、消防本部、事業者等と事故防止に資する情報や認識の共有を図ってきたところ。これらの取組により、過去5年平均(平成20年度～平成24年度)の事故件数は昨年度の5年平均(平成19年度～平成23年度)の事故件数と比較して6件減少し、目標を達成できた。 ・石油コンビナート等防災区域の特定事業所の事故件数は、実績値215件は基準値219件と比較して4件の減少となったが、依然として高い水準にあるといえる。 ・緊急消防援助隊の登録隊数については、国庫補助や無償使用制度の活用によって、緊急消防援助隊に必要な施設(車両及び資機材等)の整備促進が図られ、目標をほぼ達成できた。 ・緊急消防援助隊の機能強化を図るため、補助金等を活用し、消防救急無線のデジタル化の促進を図り、当該年度目標を達成した。 ・各自治体の整備計画等により、財政支援を活用し、防災行政無線の整備を図っているところであり、若干であるが、整備率の向上が図られた。 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率について、緊急防災・減災事業債、平成24年度補正予算等の活用により自動起動機の整備を図り、目標を達成できた。 <p>救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ることについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際消防救助隊の迅速かつ効果的な対応体制を維持・向上を図るため、登録消防本部と連携し、複数の消防本部が参加する連携訓練の実施等を推進したことにより、平成23年度から累計386人(登録隊員全体の64%)が訓練に参加し、目標を達成できた。 ・救急搬送における救命率の推移について、平成22年度から平成24年度までは11.4%で推移した。ただし、ウツタイン様式に基づく救急搬送記録の収集を開始した平成17年との比較では、平成24年度では4.2ポイント上昇している。 ・救急搬送における受入医療機関の選定困難事案の割合について、受入れ照会回数は、平成22年より改善傾向であるが、現場滞在時間は、平成22年から明らかな改善には至っていない。 ・心肺機能停止傷病者への応急手当実施率は、平成21年、平成22年と42.7%で推移したが、平成23年は実施率の上昇が図られた。
-------------------	----------------	---

	目標期間終了時点の総括	(評価区分) B 基本目標の達成に向けて進展があった
		(平成26年度予算概算要求に向けた考え方) I 予算の拡大・拡充
		<p>各施策の測定指標については一部未達成のものもあるが、緊急消防援助隊の機能強化、消防救急無線のデジタル化やJアラートの自動起動機の整備など、おおむねその目標を達成しており、総合的な消防防災行政の推進や国民の安心と安全の向上について進展があったと認められる。今後は、以下のとおり基本目標の達成に向け積極的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員数の増加に向け、消防団員数が長期的減少傾向にある一方で、女性や学生団員が増加傾向にあることを踏まえ、引き続き、消防団活動に協力している事業所に対する表示制度、女性団員や学生団員が増加していることに着目した雑誌広告や入団促進パンフレットの等の作成配布、入団促進シンポジウムの開催、少年消防クラブなど将来の消防団員の担い手育成や各種先進事例の照会、SNS等を利用した新たな広報展開等に努め、地方公共団体と協力しつつ、消防団員の確保、消防団の理解促進を図る必要がある。 ・自主防災組織の組織活動カバー率の向上に向け、今後も先進事例の紹介、優良事例の表彰、出前講座の実施等を通じて、自主防災組織の強化を支援し、さらなる地域防災力の向上につなげていく必要がある。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震率の向上に向け、今後とも、地方債と地方交付税による地方財政措置を通じ、地方公共団体の取組を支援していく。 ・消防の広域化については、平成25年4月1日に広域化の期限を延長するとともに、地域の実情を尊重することを基本として「消防の広域化に関する基本指針」を改正したところであり、この基本指針に沿って、引き続き広域化を推進していく必要がある。 ・年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の推進が課題となっており、より一層の普及促進を図っていく。また、昨今のホテルや旅館等の火災も踏まえ、火災被害拡大対策の検討や火災予防行政の実効性向上に係る検討など、建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。 ・危険物施設における事故発生件数は未だ高い水準で推移していることから、事故を減らすため、引き続き危険物等事故防止対策情報連絡会、危険物事故防止ブロック会議等を行い、事故防止対策をより一層推進していく必要がある。 ・石油コンビナート等防災区域の特定事業所の事故件数は近年増加傾向にあることから、消防庁としては、関係省庁と連携しながら、事故の発生の防止等に資するよう特定事業者へ情報提供を行うことと合わせて、道府県の石油コンビナート等防災本部の防災体制の充実強化、事業者の自衛防災組織の効果的な運用等について一層推進していく。 ・緊急消防援助隊の登録隊数については、平成25年度末までの目標登録隊数おおむね4,500隊に対して、平成24年度時点で4,429隊の部隊登録があり、ほぼ目標達成に近づいている。しかしながら、今後、南海トラフの巨大地震等の大規模災害等への対策として、出動計画等の見直しをはじめ、更なる部隊の増強など即応体制の強化を図っていく必要がある。 ・東日本大震災や今後発生が懸念される東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震を踏まえ、「消防力の確実かつ迅速な被災地への投入」の観点から、緊急消防援助隊の活動がより効果的・効率的に行われるよう、消防救急無線のデジタル化を推進し、緊急消防援助隊の機能強化を図る必要がある。 ・大規模災害時等の災害警報の伝達が目的である防災行政無線の整備に向けて、整備推進に向けたアドバイザー派遣などの支援を行い、整備率向上を図っていく必要がある。 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率については、緊急防災・減災事業債、平成24年度補正予算等により自動起動機の整備を図り、目標を達成するするなど、住民への迅速かつ確実な災害情報の伝達のために着実な取組がなされていると認められる。引き続き、更なる自動起動機の整備率向上のため、財政措置等に取り組む必要がある。 ・国際消防救助隊の教育訓練については、複数消防本部による連携訓練の推進など、迅速かつ効果的な対応体制の維持・向上を図るため着実に取り組んでいるところである。一方で、次に掲げるように取り組むべき課題もあり、引き続き質・量の両面で教育訓練の拡充を図っていく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①多くの登録隊員に対して平素の国内救助活動とは異なる国際緊急援助活動に必要な知識・技術を習得させ、その質を維持していくためには、現行の教育訓練の回数、規模等では十分でないこと ②国際緊急援助活動に対する外部評価の再受検(IER)が平成26年度末に控えていること ③将来にわたって永続的に質の高い教育訓練を実施していくために、次世代の指導員を育成していく必要があること ・救命率の向上及び受入医療機関の選定困難事案の低下、一般市民による応急手当の実施率の向上などを達成するためには、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の運用改善等による消防機関と医療機関の連携強化を図るとともに、救急業務の高度化と応急手当の普及啓発の推進が重要であり、引き続き、救急救命体制の充実を推進する。 <p>なお、平成25年度行政事業レビュー(公開プロセス)の指摘を踏まえ、消防庁所管情報システムの最適化については、毎年の行政事業レビューにおいて、システム一元化の効果を評価し、公表する。また、内閣府と協議を進め、防災情報システム間の接続・連携について検討する等、政府全体としての統一性、統合性、効率性の確保を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	消防防災体制のあり方については、第26次消防審議会や各検討会において、有識者等の意見を聴いたところである。また、明治大学経営学部公共経営学科准教授の菊地先生から、目標期間終了時点の総括の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成24年版消防白書http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h24/h24/index.html 第26次消防審議会答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h24/240130-1_syobo_taisei_arikata.pdf ・消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h24/240907_syobososhikihou31_kouikika_chukan.pdf ・東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2506/250611_1houdou/02_houdoushiryou.pdf
---------------------------	---

担当部局課室名	消防庁総務課 他14課室	作成責任者名	消防庁総務課 横田課長	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	-----------------	--------	-------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。